

『神奈川県立博物館研究報告（人文科学）』第四十七号 抜刷（二〇二〇年十二月）

【論文】

初期鎌倉幕府の音楽と京都社会  
— 「楽人招請型」の音楽受容とその基盤 —

渡 邊 浩 貴

## 【論文】

## 初期鎌倉幕府の音楽と京都社会

## ―「楽人招請型」の音楽受容とその基盤―

渡邊浩貴

## 【キーワード】

鎌倉幕府 音楽 京都政界 京都音楽界 地下楽人

## 【要旨】

本稿は、平安期の京都貴族社会で醸成された音楽文化が、列島社会へどのように伝播し受容されていったのかを、鎌倉幕府を事例に検討するものである。とくに幕府成立段階の源氏将軍期から摂関家将軍期までの期間を中心に、その音楽受容の形態を「楽人招請型」と呼称し、①初期鎌倉幕府の「楽人招請型」音楽受容の形態とその歴史の変遷、②初期鎌倉幕府における音楽文化の受容基盤の一点について具体的に分析を加えた。明らかとした点は左の通りである。

①鶴岡八幡宮の神事整備を通じて、京都地下楽家楽人の招請と秘曲伝授がされ、鎌倉幕府による音楽受容は源頼朝段階で到達点を迎える。その結果、本社石清水八幡宮に匹敵しうる神威の具備や都市鎌倉周辺で完結するような音楽儀礼を形成し、その音楽文化の遺産は次代の源頼朝・実朝の両将軍期へ継承される。その一方で、京都音楽界との関わりは希薄化という結果をもたらし、源氏将軍家が途絶え、京都から摂関家将軍九条頼経が下向してくると、執権北条泰時期に京都音楽界との関係再構築が行われ、頼朝の先例に擬えて再び京都楽人による音楽教習が復活する。初期鎌倉幕府の音楽受容は、一時的な断絶を経るものの基本的に京都地下楽人を招請し秘曲をはじめ音楽伝習を受けることで成立していたのである。如上の受容形態を、本稿では「楽人招請型」と名づけた。

②鎌倉幕府の受容基盤に着目すると、「楽人招請型」期で音楽文化の担い手として登場する人物の殆どが京都社会と何らかの繋がりを持つ。鶴岡陪従大江氏一族や鶴岡舞人（舞童）を供出する大江広元・藤原邦通・藤原俊兼等も京都政界をルーツに持つ。また京都要人の饗応の場や、鎌倉で行われる遊興芸能の場では在京経験を経て音楽芸能を摂取している工藤祐経や畠山重忠らが抵候し、京都楽人の音楽教授も受けている。「楽人招請型」期の音楽受容は、京都政界にルーツを持つ下級官人や在京経験のある御家人を担い手となされていた。

初期鎌倉幕府での音楽受容形態は「楽人招請型」であり、その受容基盤は京都政界にルーツを持つ下級官人や京都社会と関わり在京経験のある御家人たちに限定される。そのことは畢竟、地方政権であった初期鎌倉幕府の音楽文化そのものが、京都社会に属する、ないし関わる人材によって支えられていたことにほかならず、京都社会に依拠した音楽受容であったと評価できる。

はじめに

## (1) 音楽の地域伝播と鎌倉

律令国家成立以降の平安期日本では、朝廷での大内楽所設置や音楽儀礼を担う楽人、そして彼らを輩出する楽家が形成され、さらに、中央京都の貴族社会や大寺社を中心に、鎮護国家・護国法会の手段として舞楽などの音楽諸制度の整備や、民衆社会への音楽文化の浸透が顕著にみられるようになっていく<sup>①</sup>。その一方で、京・南都などの畿内近国に限らず、列島各地には中世の舞楽面・伎楽面・能面・獅子頭・行道面等が広範に現存しており、中央の音楽儀礼および音楽芸能が確実に地方社会へと伝播し受容されていたことが認められる<sup>②</sup>。では、平安期に隆盛をみた中央の音楽文化は、どのようにして地域へ伝播し、そして列島各地において音楽儀礼や音楽芸能が享受されるようになっていったのであろうか<sup>③</sup>。

右の課題を検討するため、筆者はこれまで中世都市鎌倉とその周辺地域を事例に、音楽伝播の具体的様相を京都地下楽人「ヒト」の動向と残存する中世舞楽面「モノ」から分析を行ってきた<sup>④</sup>。そもそも京都以外での音楽関係史料は極めて僅少であり、かかる課題の検証に際しては文献史料に限らず多種多様な音楽資料を博搜する必要がある。ただし、鎌倉の場合、鎮護国家・護国法会の手段として催された音楽を伴う宗教儀礼の整備は、武家権門としての地歩を築いていく上で喫緊の課題であった。それゆえ、『吾妻鏡』等の諸記録に、源頼朝をはじめ幕府首脳陣が積極的に京都の音楽文化を受容して政権都市鎌倉へ導入を目指していた様子が窺える<sup>⑤</sup>。これは、先述した音楽史研究に通底する、地域における音楽関係資料の僅少さという研究事情に鑑みても、鎌倉幕府および都市鎌倉は資料に恵まれた好個の事例であると言えよう。全国的にみて比較

的多くの音楽関係資料が残る鎌倉を扱うことは、音楽の地域伝播を検討する上で有力なケーススタディーとなり得るのである。

## (2) 先行研究の整理と本稿の目的

鎌倉幕府における音楽受容については、幕府の宗教的支柱として整備された鶴岡八幡宮寺を通じての受容<sup>(6)</sup>、京都地下楽人の下向による受容<sup>(7)</sup>、また鎌倉中後期以後については在京御家人による受容<sup>(8)</sup>、などが先行研究で明らかにされている。しかしながら、成立当初の鎌倉幕府の音楽受容から段階的なその受容形態の変遷を扱った研究は管見の限りなされていない。音楽の地域伝播を論じる上で、まずは地域音楽史としてその受容や変遷の過程を詳らかにする必要がある。ここに中世鎌倉音楽史として音楽伝播と受容、その歴史の変遷を明らかにする意義が生まれよう。

さて、本稿では成立当初の初期鎌倉幕府での音楽受容の形態について取り上げ、検証していくことを目的とする。初期鎌倉幕府の源氏将軍期を中心としつつ、撰家将軍九条頼経期までの音楽受容について、その歴史の変遷を丁寧にとりながら音楽儀礼の実施とその拡がりを捉えていきたい。

また本稿では、音楽を受容する側の事情やその基盤を明らかにすることも目指している。音楽の地域伝播を論じた荻美津夫は、中央から下向する楽人・舞人の動向に注目し、「中央楽人は在郷の人々を指導していたものと察せられる。おそらく彼らは、数年あるいは十数年に一度というように地方を訪れ、在地の僧侶、神官、武士、近郷の人々へ楽舞を伝習していったのであろう。そして大部分の期間は、地方楽所の楽人あるいは熟達した者によって教習が常時行われていたものと考ええる」と述べ<sup>(9)</sup>る。確かに鎌倉でも幕府成立以後、京都楽人を通じて、鶴岡八幡宮寺所

属の楽人や御家人への音楽教習が行われるが(『吾妻鏡』建久二年(一一九二)十一月十九日条、同二年(一一九二)十二月十九日条など)、ではなぜ鎌倉在住の彼らが、音楽文化を受け入れることができたのか、という問題についてはこれまで考慮されてこなかった。しかし、音楽が伝播し受容されるには、そもそも音楽自体がその担い手や受容側にとって価値あるものと見做される必要があり<sup>(10)</sup>、さらに高度な中央音楽を伝習し習得するだけの音楽的能力を有した人材や、習熟するだけの環境を準備する必要がある。中央の音楽文化が地域に根付くためには、それ相應の素地が求められるのである。そこで本稿では、音楽を受け入れる側の諸条件に着目して、音楽的素養のある人材や音楽文化を受容して習熟するだけの環境がいかに整備されてきたのかを検証する。すなわち、初期鎌倉幕府において、いかなる音楽受容の基盤(あるいは環境)が存在し、そして、かかる基盤を通じてどのように中央の音楽文化が摂取されていったのか、という問題を明らかにしたい。

以上、本稿では鎌倉幕府・都市鎌倉での音楽伝播を事例に、①初期鎌倉幕府の音楽受容の形態と歴史の変遷、そして②初期鎌倉幕府における音楽受容基盤、の二点を明らかにしていく。

### 一 初期鎌倉幕府の音楽儀礼と鶴岡八幡宮寺

まず掲げるのが、【表】「中都市鎌倉および鎌倉幕府関係者の音楽儀礼・芸能記事一覧」である(以下【表】と略記し、該当記事は【表】○○○と番号を付す)。なお【表】で採録した関係記事については、採録時期の上限を『吾妻鏡』に音楽記事が最初に登場する頼朝拳兵段階の治承四年(一一八〇)【表】1とし、またその下限は鎌倉在住の地下楽人中原景安が鶴岡伶人の大江久康に神楽秘曲を授ける嘉禎三年(一一二

初期鎌倉幕府の音楽と京都社会

表 中世都市鎌倉および鎌倉幕府関係者の音楽儀礼・芸能記事一覧

番号	時期	和暦	西暦	記事(音楽儀礼・芸能関係箇所の抜粋)	内容(音楽儀礼・芸能関係箇所の概略)	人物(音楽儀礼・芸能の担い手)	典拠史料
1		治承4年8月4日	1180年8月4日	兼日密々被遣邦通、…向兼隆之館、酒宴邦通之際…	山木兼隆館に藤原邦通が遣われ、館にて酒宴邦通が催される。		『吾妻鏡』
2		治承5年閏2月21日	1181年閏2月21日	今日以後七ヶ日可有御参鶴岳若宮之由立願給、…未明参給、被行御神楽云々、	源頼朝が七ヶ日の鶴岡八幡宮寺参詣を立願し、同日未明に鶴岡で御神楽が催される。		『吾妻鏡』
3		寿永3年1月1日	1184年1月1日	鶴岳八幡宮有御神楽、前武衛無御参宮、去冬依依常事、宮中穢氣之故也、	鶴岡で御神楽が催されたが、頼朝は昨年冬の上総広常誅殺で生じた穢氣により参詣せず。		『吾妻鏡』
4		元暦元年4月20日	1184年4月20日	被遣藤判官代邦通・工藤一藤祐経并官女(号千手前)等於羽林之方、…遊興移廻、祐経打鼓歌今様、女房彈琵琶、羽林和横笛、先吹五常楽、…吹皇懸急…、…武衛令問酒宴次第給、邦通申云、羽林、云言語、云芸能、尤以優美也、	鎌倉へ護送された平重衡の許へ藤原邦通・工藤祐経等が頼朝により遣われ、琵琶・横笛などの音楽が奏された。頼朝は、帰参した邦通から重衡の芸能について報告を受ける。	工藤祐経：打鼓・今様 女房(千寿前)：琵琶 平重衡：横笛・朗詠	『吾妻鏡』
5		元暦元年6月18日	1184年6月18日	故一条次郎忠頼家人甲斐小四郎秋家被召出、是堪歌舞曲之者也。仍武衛施芳情、可致官仕之由被仰出云々、	頼朝、誅殺された一条忠頼の家人で歌舞曲に長けた甲斐(大中臣)秋家を召し出して赦免する。	大中臣秋家：歌舞曲	『吾妻鏡』
6		元暦元年11月6日	1184年11月6日	於鶴岳八幡宮有神楽、武衛参給、御神楽以後入御別当坊、依奉請也、别当自京都招請兒童(号捨持王)、去比下着、是邦曲達者也、…垂髮吹横笛、梶原平次付之、又唱歌、畠山次郎歌今様、武衛入興給、	鶴岡で御神楽が催された後、頼朝は円曉の招きにより別当坊に入る。そこで、京都から招請された邦曲達者の捨持王に、梶原景高の唱歌や畠山重忠の今様を添えて芸能の座が設けられる。	兒童(捨持王)：邦曲 梶原景高：唱歌 畠山重忠：今様	『吾妻鏡』
7		元暦2年2月27日	1185年2月27日	入夜為追討御折於賀茂社被行御神楽、有宮人曲云々、	平家追討を祈念して京都賀茂社にて御神楽が催され、宮人曲が奏される。		『吾妻鏡』
8		元暦2年7月23日	1185年7月23日	山城介久兼依二品之召、自京都参着、是陪従也、神宴等伎、当时無其人、仍應以令招下給云々、	頼朝、京都から大江久兼を御神楽等での陪従として招請する。鶴岡には当時陪従はいなかったという。	大江久兼：御神楽	『吾妻鏡』
9		文治2年2月1日	1186年2月1日	左典厩保并室家・男女御子息被参鶴岳八幡宮、被行神楽…	鎌倉に滞在していた一条能保とその室・子息等が帰洛するため、鶴岡に参詣し御神楽が催される。		『吾妻鏡』
10		文治2年3月16日	1186年3月16日	山城介久兼為施設上洛、被仰伊勢国神領頼朝奉行等事、又諸国兵糧米催事、漸可被止之由、被仰北条殿…	頼朝、大江久兼を使節として上洛させ、北条時政に諸国兵糧米停止等を命じる。		『吾妻鏡』
11		文治2年4月8日	1186年4月8日	二品并御台所御参鶴岳宮、以其次召出静於廻廊、是可令施舞曲也、…然而貴命及再三之間、愁顔白雪之袖、発黄竹之調、左衛門尉祐経、…畠山次郎重忠為銅拍子、静先吟出詞云…	頼朝・北条政子が鶴岡に参詣した折、静を召し出し舞曲を施すよう命じる。静は固辞するも再三の命により舞曲を施すこととなり、工藤祐経が鼓を打ち、畠山重忠が銅拍子を打って静が歌を吟じる。	静御前：舞曲 工藤祐経：打鼓 畠山重忠：銅拍子	『吾妻鏡』
12	源頼朝期 流人時代・將軍時代	文治2年5月1日	1186年5月1日	自去比黄蝶飛行、殊遍滿鶴岳宮、是怪異也、仍今日以奉御供之次、為邦通奉行、有臨時之神楽…	鶴岡に黄蝶が充満するという怪異が発生したことで、藤原邦通を奉行として臨時の神楽が催される。		『吾妻鏡』
13		文治2年5月14日	1186年5月14日	左衛門尉祐経・梶原三郎景茂…向静旅宿、玩酒催宴、邦曲尽妙、静母禪師又施芸云々、	工藤祐経・梶原景茂・千葉常秀・八田朝重・藤原邦通等が静の旅宿を訪ねる。静母が邦曲など芸を施す。	静御前・禪師：邦曲等	『吾妻鏡』
14		文治2年12月1日	1186年12月1日	千葉常胤自下総国参上、今日献盃酒、二品於西侍上…、常胤起座舞蹈、善信尽野(邦)曲、詞催馬楽云々、	千葉常胤が下総国より鎌倉に参上して盃酒を献じ、頼朝以下小山朝政・三善康信・岡崎義実等が宿老の面々と酒宴に及ぶ。常胤は起座して舞蹈を披露し、康信は邦曲を尽くし催馬楽を詠じる。	千葉常胤：舞蹈 三善康信：邦曲	『吾妻鏡』
15		文治2年12月6日	1186年12月6日	御台所御参鶴岡、有神楽、巫女・職掌面々給祿云々、	政子、鶴岡に参詣して神楽が催される。		『吾妻鏡』
16		文治3年2月25日	1187年2月25日	二品渡御三浦介義澄家、有御酒宴、折節信濃国保科宿遊女長者依訴訟事参往、召出其願、聞食野(邦)曲云々、	頼朝、三浦義澄家に渡御した際、信濃国保科宿の遊女長者が訴訟のために当地におり、彼女の邦曲を聞く。	遊女長者：邦曲	『吾妻鏡』
17		文治3年7月23日	1187年7月23日	二品遣遥海浜給、故一条次郎忠頼之侍甲斐中四郎秋家被召具之、以歌舞為業之者也、於由比浦小笠懸之後、入御岡崎四郎宅、御酒宴之間、秋家尽舞曲云々、	頼朝、海浜遊覧の折に、故一条忠頼の家人で歌舞を生業とする大中臣秋家を召し出す。由比浦の小笠懸後、岡崎義実宅での酒宴にて秋家は舞曲を披露する。	大中臣秋家：舞曲	『吾妻鏡』
18	文治4年1月26日	1188年1月26日	早旦御台所并若公御参鶴岳宮、有神楽、御神楽が催される。	早朝に政子と万寿(源頼家)が鶴岡に参詣し、御神楽が催される。		『吾妻鏡』	
19	文治4年3月6日	1188年3月6日	靑原平三景時、依年来宿願、日令持戒淨侶、書写大般若經一部訖、…仍欲奉納鶴岳之間、於彼宮可遂供養、稱御旨、可囑導師并舞童等之由、言上之間…	靑原景時、年来の宿願として大般若経の書写を鶴岡若宮の宝前に奉納し、その供養の際の導師や舞童のための垂髮等を招請することを頼朝に言上し、許可を得る。	兒童：舞童	『吾妻鏡』	
20	文治4年3月15日	1188年3月15日	於鶴岳宮遂行大法会、景時宿願大般若経供養也、…請僧三十口也、先舞樂(宮根兒五人、伊豆山兒三人)、次供養事訖曳布施、	靑原景時宿願の大般若経供養会が鶴岡で催され、舞樂では舞童を行うために箱根山から五人、伊豆山から三名の兒童が招請される。	兒童：舞童	『吾妻鏡』	
21	文治4年3月21日	1188年3月21日	供養導師義慶(供僧一和尚)、請僧三十口願主靑原平三景時(大法会始是也、舞童在之)、	鶴岡大般若経供養会にて大法会が催される。願主靑原景時の大法会が最初で、舞童も伴った[[円曉]頃]。	兒童：舞童	『鶴岡八幡宮寺社務職次第』	
21	文治4年3月21日	1188年3月21日	靑原平三於御所経営、頗尽美、…御酒宴及歌舞、此事、去十五日宿願無為遂行之間、所申慶也云々、	靑原景時、宿願成就の慶申の事として盃酒飯を献じ、酒宴および歌舞が催される。		『吾妻鏡』	
22	文治4年6月1日	1188年6月1日	於大姫公御方山際前被種田、美女等種之、皆唱歌、又壮士中被召出有能芸之輩、為事笛鼓曲云々、	大姫(頼朝女)方にて田植行事があり、美女の田植に唱歌が伴い、芸能に長けた壮士等が歌笛を奏す。	美女・壮士：唱歌・歌笛	『吾妻鏡』	
23	文治4年8月15日	1188年8月15日	鶴岳放生会也、二品御参、先法会之舞樂、次流鏑馬、幸氏・盛澄等射之、	頼朝、鶴岡放生会に臨む。まず法会舞樂が行われ、次いで流鏑馬神事がされる。		『吾妻鏡』	
24	文治4年10月20日	1188年10月20日	今日有移徙之儀、…二品入御彼所、若宮別当参会、御酒宴之間、兒童及延年云々、	頼朝、鶴岡馬場辺の小屋へ渡御。若宮別当円曉も参会し酒宴が開かれ、兒童の延年も催される。	兒童：延年	『吾妻鏡』	
25	文治5年2月21日	1189年2月21日	宮根兒童等依召去夜参着、是為勤仕来月三日鶴岳舞樂也、童形八人、増寿・宮熊・舟王・閑房・楠鶴・陀羅尼・弥勒・伊豆石丸等也、於別当坊自今日始調案、山城介奉行之、	箱根神社の兒童、来月三日の鶴岡舞樂法会で舞童を勤仕するために童形八名が昨夜鎌倉に到着する。若宮別当坊にて本日より調案が開始され大江久兼が奉行する。	兒童：舞童	『吾妻鏡』	
26	文治5年3月3日	1189年3月3日	鶴岳法会被始行之、已刻二品御参宮、…舞樂、大法会始行(舞童在之)、	先月より準備されていた鶴岡法会で舞樂が催される。 鶴岡大法会にて舞童も伴われる [[円曉]頃]。	兒童：舞童	『鶴岡八幡宮寺社務職次第』	

番号	時期	和暦	西暦	記事 (音楽儀礼・芸能関係箇所の抜粋)	内容 (音楽儀礼・芸能関係箇所の概略)	人物 (音楽儀礼・芸能の担い手)	典拠史料
27		文治5年6月5日	1189年6月5日	若宮別当法眼相具垂髪并当宮僧侶等、被向観性法橋旅宿、勸孟酒、及延年云々、	若宮別当門眺、垂髪等を伴い観性の旅宿に赴き、孟酒を勧め延年を催す。	兒童：延年	『吾妻鏡』
28		文治5年6月9日	1189年6月9日	御塔供養也、導師法橋観性…、有舞楽、二品出御、	鶴岡八幡宮塔供養があり、舞楽も催される。		『吾妻鏡』
29		文治5年7月1日	1189年7月1日	鶴岳放生会也、…先法会舞楽、舞童八人相分左右、	鶴岡放生会があり、法会舞楽にて童舞が催される。	兒童：童舞	『吾妻鏡』
30		文治5年8月15日	1189年8月15日	今日鶴岳放生会也、去月朔日雖被行之、依為式日、故以有其儀、箱根山兒童八人參上、有舞楽、	鶴岡放生会があり、先月も実施されたが本日は式日なので特別に実施。箱根山から兒童八名が参り舞楽を催す。	兒童：童舞	『吾妻鏡』
31		文治5年12月18日	1189年12月18日	御台所御参鶴岡、…於宮寺有御神楽云々、	政子、鶴岡に参詣して御神楽が催される。		『吾妻鏡』
32		建久元年6月14日	1190年6月14日	二位家渡御小山兵衛尉朝政之家、御酒宴之間、白拍子等群参施芸、	頼朝、小山朝政家に渡御し、酒宴に白拍子等が集い芸が施される。	白拍子	『吾妻鏡』
33		建久元年8月15日	1190年8月15日	鶴岳放生会也、…先供僧等大行道、次法華經供養、導師別当法眼門眺、有舞楽、舞童自伊豆山參上云々、	鶴岡放生会があり、小山朝光等御家人の御剣役に続き供僧の大行道を伴い、次いで法華經供養、舞楽と続く。舞童は伊豆山から参上して催される。	供僧：行道 兒童：童舞	『吾妻鏡』
34		建久元年10月18日	1190年10月18日	於橋本駅、遊女等群参、	頼朝の上洛途上の橋本駅にて遊女等が集う。	遊女	『吾妻鏡』
35		建久元年10月28日	1190年10月28日	於青波賀駅被召出長者大炊息女等、有纏頭、故左典既都鄙上下向之毎度、令止宿此所給之間、大炊者爲御寵物也、	頼朝、上洛する途上で青墓宿を訪れ、当地の長者大炊の息女を召す。大炊はかつて源義朝の妾だった。	青墓宿長者大炊息女	『吾妻鏡』
36		建久2年1月1日	1191年1月1日	千葉常胤常胤碗飯、…孟酒及歌舞云々、	千葉常胤が碗飯を献じ、孟酒や歌舞も催された。	兒童：童舞	『吾妻鏡』
37		建久2年3月3日	1191年3月3日	鶴岳宮法会、有童舞十人(宮根垂髪)、又臨時祭…、 童舞十人、宮根山御経供養、	鶴岡法会があり、箱根山から召された十名の兒童により童舞が催される。 鶴岡で十名の兒童による童舞が催される。	兒童：童舞 兒童：童舞	『吾妻鏡』 『鶴岡社務記録』
38		建久2年8月15日	1191年8月15日	鶴岳放生会、幕下御参宮、経供養、導師安房房重慶、有童舞(宮根兒童云々)、	鶴岡放生会があり、箱根山兒童により童舞が催される。	兒童：童舞	『吾妻鏡』
39		建久2年10月25日	1191年10月25日	来月鶴岳可有還宮之子細被擬群儀之、…為合唱宮人曲、召下多好方云々、	来月の鶴岡還宮に関して群議が開かれ、宮人曲を奏するため京都楽人の多好方を招請することが決まる。	多好方：宮人曲	『吾妻鏡』
40		建久2年11月19日	1191年11月19日	召右近将監好方於幕府賜孟酒、好方尽野(野)曲、善信候御前、助音太絶妙也、又重忠・景季等、依仰於当座習神楽曲、兩人器量之由、好方感中云々、	多好方が召され、幕府にて三善康信の助音を得つつ野曲を披露し、当座で畠山重忠・梶原景季に神楽曲を伝習する。兩人の技量に好方は感嘆する。	多好方：野曲 三善康信：助音 畠山重忠・梶原景季：神楽伝習	『吾妻鏡』
41	源頼朝期 (流人時代・将軍時代)	建久2年11月21日	1191年11月21日	鶴岳八幡宮并若宮及末社等還宮也、…好方唱宮人曲、頗有神感之瑞相云々、	鶴岡還宮の儀が行われ、多好方が宮人曲を唱奏す。	多好方：神楽	『吾妻鏡』
42		建久2年11月22日	1191年11月22日	還宮爲御神楽宮人之曲被召下、左近将監多好方云々、…衆所此時被始置之、左一者平内府生伯盛光、右一者多左衛門尉景節、	鶴岡還宮の儀にて御神楽で宮人曲が多好方により奏せらる。この時初めて衆所が鶴岡に設置され、左一者に伯盛光、右一者に多好節を任じる。	伯盛光・多好節	『鶴岡社務記録』
43		建久2年12月19日	1191年12月19日	多好方等欲掃落之間、自政所賜餞別、	好方好節等、掃落につき政所から餞別を賜る。		『吾妻鏡』
44		建久2年12月19日	1191年12月19日	爲鶴岳神事、遣山城江次久家以下侍十三人、可伝神楽秘曲之由、所被成下御教書於好方之許也、	幕府、鶴岡神事のため、多好方に大江久家以下十三名への神楽秘曲伝授を依頼する。	多好方：神楽 大江久家等：神楽伝習	『吾妻鏡』
45		建久2年12月19日	1191年12月19日	頼朝、鶴岡八幡宮ノ伶人山城久家等十三人ヲ京都ニ遣シ、多好方ニ就キテ神楽ノ秘曲ヲ授ケシム、	頼朝、鶴岡伶人の大江久家等十三名を京都に派遣し、多好方より神楽秘曲を伝習させる。	多好方：神楽 大江久家等：神楽伝習	『鶴岡八幡宮寺社務職次第』
46		建久3年2月12日	1192年2月12日	鶴岡御神楽、幕下御参云々、	鶴岡にて御神楽が催される。		『吾妻鏡』
47		建久3年3月3日	1192年3月3日	鶴岡法会舞楽如例、幕下御参、若公扈從給云々、	鶴岡法会にて恒例の舞楽が催される。		『吾妻鏡』
48		建久3年3月4日	1192年3月4日	江次久家爲相傳神楽秘曲等上洛、	大江久家等、神楽秘曲伝授のため上洛。	大江久家：神楽伝習	『吾妻鏡』
49		建久3年8月15日	1192年8月15日	鶴岡放生会舞楽也、將軍家無御出、上総介義兼爲奉幣御使、着廻師、有経宮舞楽等、	鶴岡放生会にて舞楽が催される。		『吾妻鏡』
50		建久3年11月22日	1192年11月22日	於鶴岡宮有御神楽、是御堂供養不可有魔障之由御祈禱也、	来月実施予定の御堂供養で支障のないよう鶴岡で御神楽を催す。		『吾妻鏡』
51	建久4年2月7日	1193年2月7日	来三月三日鶴岡法会舞楽事、先々召伊豆・宮根山兒童等雖遂行之、供僧門弟等已有数、又御家人子息等中、撰儀可然少生、可調衆之旨、被仰若宮別当法眼云々、因之因幡前司子息摩尼珠、判官代子息藤一、筑後権守子息竹王等応其撰云々、	来月三月三日の鶴岡法会の舞楽では、これまでの伊豆山・箱根山の兒童による童舞ではなく、鶴岡八幡宮寺の供僧門弟や御家人子息で実施することとなり、御家人子息では大江広元子息の摩尼珠、藤原邦通子息の藤一、藤原俊兼子息の竹王が選ばれる。	兒童：童舞 供僧門弟：童舞 大江広元子息麻尼珠：童舞 藤原邦通子息藤一：童舞 藤原俊兼子息竹王：童舞	『吾妻鏡』	
52	建久4年2月27日	1193年2月27日	鶴岡宮寺舞殿、此間新造、今日被立之、	鶴岡の舞殿が新造される。		『吾妻鏡』	
53	建久4年3月3日	1193年3月3日	鶴岡法会、將軍家御参、舞楽如例、(但宮別当供僧等門弟并御家人子息等爲舞童也、	鶴岡法会にて恒例の舞楽が催されるが、童舞は鶴岡別当供僧・門弟や御家人子息が担った。	供僧門弟・御家人子息：童舞	『吾妻鏡』	
54	建久4年5月15日	1193年5月15日	若宮兒十二人并御所侍子息等童舞始在之、	鶴岡供僧兒童十二名と御家人子息等の童舞が初めて実施される。	供僧門弟・御家人子息：童舞	『鶴岡社務記録』	
55	建久4年5月28日	1193年5月28日	手越・黄瀬川已下近辺遊女令群参、列候御前、而召里見冠者義成、向後可爲遊君別当…、	頼朝、富士野・藍沢の巻狩の間、手越・黄瀬川近在の遊女が群集し、里見義成を召して遊君別当に任じ、以後遊女に関する事は義成が取り次ぐ。	遊女	『吾妻鏡』	
56	建久4年5月28日	1193年5月28日	爰祐経・王藤内等所令交会之遊女、手越少将、黄瀬川之亀鶴等則喚、此上祐成兄弟討父敵之由発高聲、	曾我兄弟による工藤祐経と王藤内の殺害現場には、手越の少将・黄瀬川の亀鶴など遊女が居合わせていた。		『吾妻鏡』	
57	建久4年6月1日	1193年6月1日	曾我十郎祐成妾大磯遊女(号虎)、雖被召出之、如口状者、無其咎之間、被放遣畢、	曾我兄弟による工藤祐経襲撃事件の後、曾我祐成の妾大磯遊女の虎が放免される。		『吾妻鏡』	
58	建久4年6月13日	1193年6月13日	放生会童舞習始之、	鶴岡放生会に向けた童舞の伝習が開始される。	兒童：童舞	『鶴岡社務記録』	
59	建久4年6月18日	1193年6月18日	故曾我十郎妾(大磯虎、雖不除髮、着黒衣袈裟)…則今日遂出家、赴信濃国善光寺…、	曾我祐成の妾大磯遊女の虎が、箱根山別当行実坊にて亡父の仏事を営み、その後出家し善光寺へ赴く。		『吾妻鏡』	
60	建久4年7月18日	1193年7月18日	鶴岳若宮陪從江右近将監久家、属右近将監好方、爲傳神楽秘曲、…宮人曲中秘藏之条、雖可謂勿論、令傳久家者、奉授將軍之由可思食准也云々、	鶴岡陪從の大江久家に神楽秘曲を伝授する件について、多好方が秘藏を理由に拒むも幕府は將軍に伝授するのと同じであると再度久家への伝授を依頼。	多好方：神楽 大江久家：神楽伝習	『吾妻鏡』	

初期鎌倉幕府の音楽と京都社会

番号	時期	和暦	西暦	記事 (音楽儀礼・芸能関係箇所の抜粋)	内容 (音楽儀礼・芸能関係箇所の概略)	人物 (音楽儀礼・芸能の担い手)	典拠史料
59	源頼朝期 (流人時代・将軍時代)	建久4年10月7日	1193年10月7日	多好節依自京都参着、来月於鶴岡依可有御神楽也、又右近将監久家同帰参、是為令相伝秘曲、先日所上洛也、宮人曲不残一事伝授之由申之、	鶴岡御神楽のため多好節が京都より参着。大江久家も宮人曲を習得して帰参。多好方の添状には、本来宮人曲は譜第への伝授に限られる旨が記される。	多好方・好節：神楽 大江久家：神楽伝習	『吾妻鏡』
60		建久4年11月4日	1193年11月4日	鶴岡八幡宮神事、…次及深更有御神楽、多好節唱宮人曲…、	鶴岡神事があり、夜更けに御神楽が催される。鎌倉に滞在していた多好節が宮人曲を奏す。	多好節：神楽	『吾妻鏡』
61		建久4年11月12日	1193年11月12日	右近将監多好方承神楽賞、今日以飛騨国荒木郷地頭職、被成政所御下文訖…、	多好方が神楽秘曲伝授の褒賞として、幕府から飛騨国荒木郷地頭職を賜る旨、政所下文が発給される。		『吾妻鏡』
62		建久5年2月2日	1194年2月2日	江間殿嫡男(童名金剛、年十三)元服、…次三献、碗飯、其後盃酒数巡、殆及歌舞云々、	北条義時嫡男奉時の元服の儀にて、恒例の式三献や碗飯、盃酒が執り行われ、歌舞にも及ぶ。		『吾妻鏡』
63		建久5年3月15日	1194年3月15日	將軍家渡御于若宮別当坊、是別当法眼自京都招下垂髮、尤堪歌舞曲、可覧其芸之由…僧徒及延年…、	頼朝、若宮別当法眼の招きで、京都から呼ばれた邦曲堪能の児童の芸を覧じ、僧徒の延年も披露される。	児童：邦曲 僧徒：延年	『吾妻鏡』
64		建久5年8月15日	1194年8月15日	鶴岡放生会、有舞楽、	鶴岡放生会があり、舞楽が催される。		『吾妻鏡』
65		建久5年閏8月2日	1194年閏8月2日	於三浦又小笠懸、昨日勝負云々、其後、於船中興宴、遊女棹一葉参、猿楽小法師中太丸参施芸、上下解頰云々、	頼朝・政子等、三浦に渡御。三浦での小笠懸の後に、船中での酒宴が催され、遊女の舟一艘が参り、また猿楽師中太丸と呼ばれ芸を披露する。	遊女 猿楽師中太丸：猿楽	『吾妻鏡』
66		建久5年11月4日	1194年11月4日	鶴岡八幡宮御神楽也、…右近将監大江久家唱秘曲等、畠山次郎重忠・梶原左衛門景季候付歌云々、	鶴岡で御神楽が催され、陪従の大江久家が秘曲を奏し、畠山重忠・梶原景季が唱和する。	大江久家：神楽 畠山重忠・梶原景季：唱歌	『吾妻鏡』
67		建久6年2月11日	1195年2月11日	鶴岡八幡宮御神楽、	鶴岡にて御神楽が催される。		『吾妻鏡』
68		建久6年7月29日	1195年7月29日	早日渡御濱御所…又聞食管弦妙曲、北条殿経營、	頼朝、浜の御所に渡御し、管弦を鑑賞する。		『吾妻鏡』
69	建久6年8月15日	1195年8月15日	鶴岡放生会也、…有舞楽、	鶴岡放生会があり、舞楽が催される。		『吾妻鏡』	
70	建久6年11月10日	1195年11月10日	鶴岡御神楽也、…陪従江左衛門尉景節唱秘曲等。于時風雨俄起、殆有神感之瑞云々、	鶴岡で御神楽が催され、陪従の大江景節が秘曲を奏す。その効験は多氏と同等のものとして記載される。	大江景節：神楽	『吾妻鏡』	
71	正治元年3月11日	1199年3月11日	御神楽被行之、去二月延引故也、	二月の御神楽が延期したため、本日催される。		『鶴岡社務記録』	
72	正治元年11月8日	1199年11月8日	右近将監多好方、去建久四年依宮人曲賞、自故右大将賜飛騨国荒木郷訖、…可讓補子息好節之由申之、	多好方、宮人曲伝授の褒賞として賜った飛騨国荒木郷地頭職を子息好節に譲与する旨、認められる。		『吾妻鏡』	
73	正治2年閏2月29日	1200年閏2月29日	羽林歴覽永福寺已下近辺勝地給、…於永福寺有邦曲之、僧兒童等参酌殿、頼中行孟酒、	源頼家、永福寺以下の景勝地を巡覧し、夜に永福寺にて邦曲が催され酒宴が開かれる。		『吾妻鏡』	
74	正治2年6月15日	1200年6月15日	勝長寿院一切経会、結構舞楽、羽林出御、	勝長寿院一切経会にて舞楽も行われる。		『吾妻鏡』	
75	正治2年11月3日	1200年11月3日	鶴岡被行臨時祭御神楽、尼御台所并羽林御参宮、	鶴岡で臨時の御神楽が催される。		『吾妻鏡』	
			御神楽并臨時祭、流鏝馬十騎被始之、	鶴岡で臨時の御神楽が催される。		『鶴岡社務記録』	
76	建仁元年6月1日	1201年6月1日	左金吾御参江島明神、…今夜到大磯合止宿給、召遊女等被尽歌曲、	頼家、江島明神への参詣の折に大磯に至り止宿す。遊女が呼び出され歌曲が尽くされる。	遊女	『吾妻鏡』	
77	建仁元年6月2日	1201年6月2日	金吾令出大磯宿給処、遊女愛寿俄以落飾、	昨晩の頼家御遊に呼ばれなかった遊女愛寿が出家。	遊女(愛寿)	『吾妻鏡』	
78	建仁2年3月8日	1202年3月8日	其後入御于比企判官能員之宅、…爰有自京都下向舞女(号微妙)、…此舞女依有愁訴之旨、凌山河参向、	頼家、比企能員宅に渡御し、京都の舞女微妙が召し出され歌舞が尽くされる。微妙は奥州へ配流された父の消息を訪ねて旅する身の上を訴える。	舞女(微妙)：歌舞	『吾妻鏡』	
79	建仁2年3月15日	1202年3月15日	其後尼御台所入御左金吾御所、召舞女微妙、	政子、頼家御所に渡御し、舞女微妙が召される。	舞女(微妙)：歌舞	『吾妻鏡』	
80	建仁2年6月25日	1202年6月25日	於東北御所有勘盆、及数巡、召舞女微妙、有舞曲、知康候鼓鼓、酒宴皆酣、	政子、頼家御所に渡御し観舞会を覧す。酒宴が催され、舞女微妙を召し、平知康が鼓で拍子を取る。	舞女(微妙)：歌舞 平知康：打鼓	『吾妻鏡』	
81	建仁2年8月5日	1202年8月5日	舞女父為成已亡云々、彼女涕泪因絶躑躅地、	微妙の父はすでに亡く、彼女は泣き悶えた。		『吾妻鏡』	
82	建仁2年8月15日	1202年8月15日	入夜、舞女微妙於采西律師禅坊遂出家(号持蓮)、	舞女微妙、采西の許で出家し亡父を追善する。		『吾妻鏡』	
83	建仁2年8月24日	1202年8月24日	是古郡左衛門尉保忠、為訪舞女微妙出家事、	古郡保忠、微妙の出家を受け從僧等を打擲す。		『吾妻鏡』	
84	建仁2年11月9日	1202年11月9日	鶴岡御神楽如例、善進士宣衡殿火曲、	鶴岡で恒例の御神楽が催され、三善宣衡が庭火曲を歌う。	三善宣衡：神楽	『吾妻鏡』	
85	建仁3年1月2日	1203年1月2日	將軍若宮(一万君)御奉幣鶴岡岳…被行御神楽之処…、	頼家息の一幅が鶴岡に参詣し、御神楽が催される。		『吾妻鏡』	
86	建仁3年2月4日	1203年2月4日	午魁、有祭并御神楽、將軍家御参宮、御奉幣如例、	鶴岡で祭礼と御神楽が催され、頼家が参詣する。		『吾妻鏡』	
87	建仁3年3月15日	1203年3月15日	永福寺一切経会、將軍家為覽舞御出、	永福寺一切経会で舞を覧するため頼家が参詣する。		『吾妻鏡』	
88	元久元年2月9日	1204年2月9日	鶴岡御神楽如例、	鶴岡で恒例の御神楽が催される。		『吾妻鏡』	
89	元久元年8月15日	1204年8月15日	鶴岡放生会、…令出由比浦給、粧一兩艘舟船、百六七輩伶人、管弦各尽妙曲、	実朝、鶴岡放生会の後に由比浦を遊覧し一艘の船を浮かべ数人の伶人を伴い管弦を尽くす。	伶人：管弦	『吾妻鏡』	
90	建永元年8月15日	1206年8月15日	鶴岡放生会、舞楽如例、將軍家御参、	鶴岡で恒例の舞楽が催され、実朝が参詣する。		『吾妻鏡』	
91	建永2年8月15日	1207年8月15日	鶴岡放生会、…舞楽等入夜取松明有儀、	鶴岡放生会の遅延で、舞楽は夜に催される。		『吾妻鏡』	
92	承元元年11月8日	1207年11月8日	鶴岡宮御神楽、將軍家御参宮、	鶴岡で御神楽が催され、実朝が参詣する。		『吾妻鏡』	
93	承元2年2月3日	1208年2月3日	鶴岡宮御神楽如例、將軍家依御炮瘡無御出、	鶴岡で恒例御神楽があるも、実朝は抱瘡で不参。		『吾妻鏡』	
94	承元2年11月7日	1208年11月7日	鶴岡宮御神楽、	鶴岡で御神楽が催される。		『吾妻鏡』	
95	承元3年11月1日	1209年11月1日	鶴岡宮神楽也、	鶴岡で御神楽が催される。		『吾妻鏡』	
96	承元3年11月7日	1209年11月7日	去四日弓勝負事、負方衆献所課物、仍営中及酒宴乱舞、公私催逸興、	弓勝負で負方による献物があり、営中で酒宴乱舞が催される。		『吾妻鏡』	
97	承元4年8月7日	1210年8月7日	鶴岡放生会舞童十二人参幕府、別当相具之、即於鞠御壺及調楽云々、	鶴岡放生会での童舞の児童十二名が鶴岡別当に伴われ参着し、鞠の庭にて童舞の試奏が執り行われる。	児童：童舞	『吾妻鏡』	
98	承元5年2月8日	1211年2月8日	鶴岡御神楽、臨時祭如例、	鶴岡で臨時の御神楽が恒例通り催される。		『吾妻鏡』	
99	建暦元年8月15日	1211年8月15日	鶴岡放生会、將軍家依御不例無御出、…密々覽舞楽、	実朝、鶴岡の放生会を病欠するも廻廊の簾中より非公式に舞楽を覧す。		『吾妻鏡』	

番号	時期	和暦	西暦	記事(音楽儀礼・芸能関係箇所の抜粋)	内容(音楽儀礼・芸能関係箇所の概略)	人物(音楽儀礼・芸能の担い手)	典拠史料
100	源実朝期	建暦2年3月9日	1212年3月9日	將軍家渡御三浦三崎御所、…鶴岳別当相具児童等参、儲於船中、有舞楽興等云々、	実朝、三浦三崎の御所に渡御。鶴岡別当が児童等を連れ船中で座を設けて舞楽等が催される。	児童：童舞？	『吾妻鏡』
101		建暦2年8月15日	1212年8月15日	鶴岳放生会、將軍家御参宮如例、…為覧舞樂渡御廻廊、	実朝、鶴岡の放生会に参り、舞楽を覧するために廻廊へ出る。		『吾妻鏡』
102		建暦2年11月14日	1212年11月14日	去八日総合事、負方献所課、又召遊女等、…各鄂律尽曲、此上堪芸若少之類及延年云々、	総合勝負の負方による献物がされ、遊女も呼ばれ参加者も童形にやつて鄂曲が尽くされる。芸能に堪能な若人は延年まで披露する。	遊女・若人等：鄂曲・延年	『吾妻鏡』
103		建保元年11月19日	1213年11月19日	將軍家為御覧山家景趣、…有和調管弦等御遊宴、	実朝、山里風景を遊覧し、二階堂行光宅で和歌管弦の宴が催される。		『吾妻鏡』
104		建保2年8月15日	1214年8月15日	鶴岳放生会也、…經会舞樂早速被遂行也、	月蝕のため早々に一切經会・舞樂が催される。		『吾妻鏡』
105		建保3年3月3日	1215年3月3日	將軍家鶴岳宮御参詣、法会舞樂如例、	実朝、鶴岡に参詣し恒例の法会舞樂が催される。		『吾妻鏡』
106		建保5年9月30日	1217年9月30日	永福寺始被行舍利会、尼御台所・將軍家并御台所御出、法会次第、舞樂已下尽美尽善、	永福寺で舍利会が開始され、政子・実朝とその室が参詣。法会の次第や舞樂以下は善美が尽くされる。		『吾妻鏡』
107		貞応元年8月15日	1222年8月15日	鶴岡八幡宮放生会、舞樂經供養如例、	鶴岡放生会にて恒例の舞樂等が催される。		『吾妻鏡』
108		嘉祿2年2月1日	1226年2月1日	鶴岳八幡宮恒例御神樂之間…、	鶴岡にて恒例の御神樂が催される。		『吾妻鏡』
109		嘉祿2年7月11日	1226年7月11日	於勝長寿院被修之、有一切經供養之儀、奏舞樂、	勝長寿院での一切經会で舞樂も奏される。		『吾妻鏡』
110	九条頼経期(および執権北条泰時)	安貞元年11月22日	1227年11月22日	為御祈、於常陸国鹿嶋宮、仁王經并信説大般若經被講之、可被行御神樂之由、有其沙汰、	幕府、祈禱のため常陸国鹿嶋宮にて仁王經・大般若經供養および御神樂を催す旨を命じる。		『吾妻鏡』
111		安貞2年6月30日	1228年6月30日	有去廿六日杜戸遠笠懸負態、…召加舞女等、	遠笠懸負方が献物を行い、酒宴に舞女も召される。	舞女	『吾妻鏡』
112		安貞2年7月24日	1228年7月24日	有田家御遊興、舞女数輩群集云々、	九条頼経、逗留先の民家での酒宴に舞女が集う。	舞女	『吾妻鏡』
113		安貞3年2月20日	1229年2月20日	竹御所并武州室令出三浦三崎津給、是駿河前司義村可構来迎講之儀由、依申之也、	竹御所(頼家女)等、三浦義村が迎講を催すにより三浦三崎へ渡御する。		『吾妻鏡』
114		安貞3年2月21日	1229年2月21日	於三崎海上、有来迎之儀、走湯山淨蓮房依駿河前司之請、為結構此儀、兼参儲此所、浮十餘艘之船、其上有件構、莊嚴之粧映夕陽之光、伎楽音如添晚浪之響也、	三崎の海上にて迎講が催される。三浦義村の招請で走湯山から予てより淨蓮房が参じ、迎講の儀を準備・執行する。海上に十数艘の船が浮かび、迎講の莊嚴さと伎楽の音色が夕陽と波音と相まって増す。	淨蓮房：迎講	『吾妻鏡』
115		寛喜元年4月17日	1229年4月17日	將軍家御出三浦三崎津、…有管弦詠歌之儀、佐原三郎左衛門尉尉伴遊女等神一葉参向、	頼経、三浦三崎に渡御。船中で詩歌管弦の儀が催され、佐原家連が遊女等を伴い一艘の小舟で参じる。	遊女	『吾妻鏡』
116		寛喜元年9月9日	1229年9月9日	武州以南条七郎次郎…被差遣京都、…可傳神樂秘曲之由、所被仰右近將監多好方之許也、	北条泰時、南条七郎次郎以下三名の被官人を京都の多好方の許へ派遣し、神樂秘曲等の伝授を命ず。	多好方：神樂 南条・横尾・美濃沢：神樂・和琴伝習	『吾妻鏡』
117		寛喜元年12月17日	1229年12月17日	武州被遣御書於右近將監多好方、	泰時、御教書にて被官人への秘曲伝授を好方に命ず。	多好方：神樂 南条・美濃沢：神樂・和琴伝習	『吾妻鏡』
118		寛喜2年閏1月7日	1230年閏1月7日	而好方近日可参向関東之由、有其聞、仍今日重而被御書於好方、止下向儀、関可授被曲之旨被載之云々、	多好方が秘曲伝授のため関東下向を試みるも、泰時は京都での伝授を再度命じる。	多好方：神樂	『吾妻鏡』
119		寛喜3年7月9日	1231年7月9日	渡御駿河前司義村宅、…召伶人并舞女等、	頼経、三浦義村宅に渡御。伶人・舞女も召される。	児童：延年	『吾妻鏡』
120	寛喜3年12月5日	1231年12月5日	…武州被参、垂髮等及延年云々、	御所にて児童による延年が催される。		『吾妻鏡』	
121	寛喜4年3月3日	1232年3月3日	於宮寺法華經供養、…舞樂如例、	鶴岡にて法華經供養があり、恒例の舞樂も催される。		『吾妻鏡』	
122	貞永元年7月15日	1232年7月15日	勝長寿院一切經会、依有御意願、舞樂等殊被刷其儀、	勝長寿院一切經会にて、頼経の希望により特に舞樂等の威儀が整えられて催される。		『吾妻鏡』	
123	貞永元年閏9月20日	1232年閏9月20日	依災变御祈、於鶴岳有臨時神樂、	災变祈禱のため、鶴岡で臨時の御神樂が催される。		『吾妻鏡』	
124	文暦2年閏6月24日	1235年閏6月24日	為來八月鶴岡放生会舞樂、被召右近將監多好節、但公役不指合者可参向、若又有障者、可差多好節之由、今日被仰京都云々、	幕府、八月実施の鶴岡放生会舞樂のため、京都樂人の多好節の派遣を命じるが、支障がある場合は多好節を下向させる旨を京都に命じる。	多好節・好継：舞樂	『吾妻鏡』	
125	嘉禎元年8月18日	1235年8月18日	舞人多好氏に鎌倉之處、可令掃落之旨、自廳下被申之間、所被差進也、則將軍染御自筆、令申御語文給、又御馬一疋白鹿毛、賜好氏、兩三年一度、放生会之時可参仕之由、以木工権頭被仰合好氏云々、	鶴岡放生の舞樂には多好氏が派遣されており、掃落するよう九条道家から命ぜられる。頼経より賜物が授けられ、三年に一度放生会舞樂のために勤仕するよう命ぜられる。	多好氏：舞樂	『吾妻鏡』	
126	嘉禎元年12月24日	1235年12月24日	重為御祈、於所々本宮、令転説大般若經、可修御神樂之由、被仰下、	頼経病氣平癒のため、各地の本宮に大般若經転説と御神樂を催すよう幕府から命ぜられる。		『吾妻鏡』	
127	嘉禎2年2月14日	1236年2月14日	右近將監多好節調進和琴太笛等、武州殊所令自愛給也、	多好節、泰時に和琴・太笛を献ず。泰時は大層気に入った。		『吾妻鏡』	
128	嘉禎2年8月15日	1236年8月15日	鶴岳放生会、將軍家御出、法会舞樂如恒、	鶴岡放生会にて恒例の舞樂が催される。		『吾妻鏡』	
129	嘉禎3年6月11日	1237年6月11日	奉為二位家追善、於大慈寺供養一切經、…有舞樂、	大慈寺にて政子の追善供養があり、舞樂も催される。		『吾妻鏡』	
130	嘉禎3年7月8日	1237年7月8日	就江右近次郎久康申請、可令授神樂歌曲於久康之旨、被遣御教書於左近將監中原景安、是為鶴岳御神樂也、	大江久康の申し出により、鎌倉在住の中原景安に御教書をもって久康へ秘曲伝授するよう命じる。	中原景安：神樂 大江久康：神樂伝習	『吾妻鏡』	
131	嘉禎3年7月10日	1237年7月10日	神樂曲可授久康事、景康進願狀請文云々、	中原景安、久康への神樂秘曲伝授を了承する。	中原景安：神樂 大江久康：神樂伝習	『吾妻鏡』	

※1：本表は『吾妻鏡』を中心に、最初に音楽関係記事が登場する治承4年(1180)から、鎌倉幕府が中原景安をはじめとして独自の鎌倉樂人を擁するようになる嘉禎3年(1237)の時期までの、鎌倉幕府および幕府関係者・御家人の音楽儀礼・音楽芸能に関わる記事を探録したものである。

※2：採録した記事のなかには、慣用句として「詩歌管弦」「歌舞」などが酒宴に付随して用いられている事例も散見されるが本表では掲出している。こうした用語が使われない・記録されない酒宴(例えば將軍渡御など)が圧倒的に事例として多いことを踏まえると、前述の用語が使われる・記録される事例には音楽的素養を備えた人物の参加が想定される。

※3：「人物(音楽儀礼・芸能の担い手)」の項目については、担い手が記されていない記事や、音楽芸能の実施が推定されるも、その担い手を推測できない記事(例えば『吾妻鏡』中で鶴岡八幡宮寺での恒例御神樂・放生会の実施のみが記録される場合がある。この場合、儀礼には童舞の舞樂が伴い、その担い手として児童(垂髮)が存在したことを想定しうが、記録として記載されていない)は排除している。

三七)「表」131」としている。かつて拙稿で地下楽家中原氏を事例に指摘したように、初期鎌倉幕府では、多氏や狛氏・豊原氏などの大多数の楽人を一族に擁する著名な中央地下楽家を都市鎌倉に招請し、幕府音楽儀礼への従事や幕府関係者への秘曲伝授等を依頼していた<sup>11)</sup>。その概要を記せば、彼ら京都楽人は、幕府儀礼の都度招請されるため、鎌倉在住ではなく本来の音楽活動拠点を畿内近国に保持したまま下向し、儀礼を終えると基本的には帰洛する「表」39、42など。成立当初の鎌倉幕府は、いわば京都楽人を招請することで中央の音楽儀礼を撰取していたのだが、かかる受容形態に変化が生じたのが執権北条泰時の時期である。泰時期には中原景安の事例のごとく都市鎌倉に在住して鎌倉楽人として活動する地下楽人の存在が認められ、幕府も彼らを独自に編成して音楽儀礼を担わせるようになっていく(「表」130・131、及び『楽所補任』)。とりわけ泰時期以降の幕府の音楽儀礼を主導したのは鎌倉楽人となっていた地下楽家中原氏であった。ここに至り、幕府は従来の楽人招請による音楽受容から、楽人を独自に編成することで音楽受容と鎌倉周辺への音楽伝播を行っていくようになるのである。ゆえに「表」は、鎌倉幕府が中原景安など京都楽人を独自に編成し始める時期以前までの記事を採集しており、初期段階での鎌倉幕府の音楽受容の様相を示すものである。この楽人招請による受容の実態については次章で述べていく<sup>12)</sup>。

【表】を参照しつつ、初期鎌倉幕府の音楽受容について、その傾向を子細に検討してみることとしよう。まずは都市鎌倉の最も中核的な音楽受容拠点であり幕府儀礼の中心であった鶴岡八幡宮寺の場合である。当初鶴岡での音楽儀礼の催行は、東国在来の伊豆山権現と箱根権現の両権現によって支えられていた<sup>13)</sup>。文治四年(一一八八)三月の梶原景時発願の鶴岡大般若供養会では、舞楽が催されて「管根児五人、伊豆山児三人」

と八名の児童が舞人として派遣されていることから、童舞も行われていた【表】19、20<sup>14)</sup>。以後も、文治五年(一一八九)二月の鶴岡舞楽法会では「童形八人」が【表】25、同年八月の式年鶴岡放生会では「管根山児童八人」がみえ【表】30、建久元年(一一九〇)八月の式年鶴岡放生会では「舞童自伊豆山参上」とあることから【表】33、童舞での舞人を在来の伊豆山・箱根山から招いて実施していたことがわかる。最初の鎌倉幕府において、舞楽を伴う音楽儀礼では、伊豆山・箱根両権現の在来大寺社から、所属する舞童を派遣してもらい実施していたのである。

ただし、初期鶴岡に一切楽人・舞人がいなかったかというところではなく、治承五年(一一八二)閏二月や寿永三年(一一八四)正月などでは、頼朝が鎌倉を政治拠点とし始めた早い段階で御神楽が催されており【表】2・3、文治四年(一一八八)八月の鶴岡放生会では「法会之舞楽」が【表】23、文治五年(一一八九)六月の鶴岡御塔供養でも舞楽が催されており【表】28、おそらく成人舞で行われている<sup>15)</sup>。鶴岡では必ずしも伊豆山・箱根両権現の舞人(舞童)のみに依拠してはいなかったようである<sup>16)</sup>。しかしながら、当初は陪従(東遊など神社での音楽儀礼で管弦を奏する楽人)が不在であり、その執行は本来の式次第に比べ不十分なものであったのだろう【表】8。それでも、鶴岡では儀礼整備と儀礼に伴う音楽受容が漸次進展をみせ、先述した建久元年(一一九〇)八月の式年放生会では「次供僧等大行道、次法華経供養」とあり、鶴岡供僧が読経しながら本尊や堂舎を巡行する行道が実施されていたことが分かる【表】33。通常、行道では菩薩面を着して行われることが多く、鶴岡には今も鎌倉期制作の菩薩面一面が残されており、かつては十二面存在していたという(『集古十種』<sup>17)</sup>)。本面は他の鶴岡所蔵の舞楽

面とともに伝来しているため、舞楽の菩薩舞に使用された可能性も捨てきれない<sup>(18)</sup>。ただ、田邊三郎助は本面を鎌倉盛期の作風と見做し、他の鶴岡所蔵舞楽面や神奈川県内の舞楽面の作例から鎌倉前期のものとして捉えており、本記事が都市鎌倉における行道実施の初見であることを考え合わせると、鶴岡所蔵の菩薩面はこの儀礼に関連する行道面であると推測される<sup>(20)</sup>。

とりわけ鶴岡の音楽儀礼整備が進展したのは、これまで種々先行研究で指摘される通り、建久二年(一一九二)の大火による同宮の焼失とその復興を契機としている<sup>(21)</sup>。畿内の東大寺や石清水八幡宮などの大寺社と同様に、幕府は鶴岡にも楽所を設置し「表」41、舞殿も造営している「表」51。さらに童舞の舞人は、伊豆山・箱根山からの派遣ではなく鶴岡供僧門弟や御家人子息で担うようになり「表」50・52、楽人も京都楽人ではなく、例えば建久五年(一一九四)十一月の鶴岡御神楽では鶴岡陪従の大江久家が地下楽人多好方から授けられた秘曲(おそらく「宮人曲」か)を披露するようになる「表」66。この結果、源頼朝段階の幕府音楽儀礼は、舞人・楽人ともに次第に鶴岡伶人や供僧門弟・御家人子息によって実施されだし、頼朝以降の頼家・実朝等の源氏将軍期で京都楽人が鎌倉へ下向する事例は史料上見られなくなる。

また中央の音楽儀礼は鶴岡以外の鎌倉社寺へも拡がっていく。正治二年(一一二〇)六月・嘉祿二年(一一二六)七月等では勝長寿院の一切経会で舞楽が「表」74・109、建仁三年(一一二〇三)三月・建保五年(一一二七)九月では二階堂永福寺での舞御覧や舍利会に伴う舞楽が催されている「表」87・106。鶴岡・勝長寿院・永福寺において鎌倉初期の早い時期から音楽儀礼が受容され整備されたことが窺えるのは、これら社寺が御願寺社として初期鎌倉幕府の宗教政策上の重要拠点であり、

かつ鎌倉密教を形作る中核拠点であったことを象徴している<sup>(22)</sup>。こうした社寺での音楽儀礼は、摂家将軍九条頼経期において、「勝長寿院一切経会、依有御意願<sup>(九条頼経)</sup>、舞楽等殊被刷其儀」(貞永元年(一一三二)閏九月二十日条、「表」122)とされ、儀礼に伴う舞楽等の威儀が整備されていく。

## 二 「楽人招請型」による音楽受容の実態

### (一) 「楽人招請型」の到達点—源頼朝期—

前章で述べたように、成立当初の初期鎌倉幕府では伝統的な中央地下楽家一族の多氏や狛氏・豊原氏等を、幕府儀礼の都度に都市鎌倉へ招請したり、あるいは招請時に陪従や御家人への音楽伝習を依頼するなどして様々に音楽の受容を図ってきた。初期鎌倉幕府における音楽受容は京都楽人をはじめとする専門の音楽家を招請することで成り立っており、本稿ではこの受容形態を「楽人招請型」と呼称し、執権北条泰時(摂家将軍期)での地下楽家中原氏に見られるような、鎌倉楽人の独自編成を通じた受容形態と区別して理解することとした<sup>(23)</sup>。

さて、初期鎌倉幕府は「楽人招請型」によって音楽儀礼を撰取していくが、その受容実態はどのようなものであったのだろうか。「表」を通じて前章での検討より、結果的に鶴岡八幡宮寺の音楽儀礼(とりわけ童舞)は供僧門弟や御家人子息など鎌倉在住の人間によって担われるようになった。そこで「楽人招請型」での音楽受容の実態について、その変遷と鎌倉での音楽文化の担い手の視点から再度検討してみたい。鶴岡御神楽で陪従を勤める大江氏は、先に見たように地下楽家多氏の秘曲「宮人曲」を奏するまでの文化的な成長を見せる「表」66<sup>(24)</sup>。それを象徴するかのよう「吾妻鏡」では以下のような記述が見られる。

【史料A】『吾妻鏡』建久四年（一一九三）十一月四日条【表】60

四日丁卯、鶴岡八幡宮神事也、將軍家御參、先被行問答講、次及深

更有御神樂、多好節唱宮人曲、于時陰雲俄橫而雨灑瑞籬、寒天雖暗

兮星現寶殿、神威揭焉、九耳難覃云々、

【史料B】『吾妻鏡』建久六年（一一九五）十一月十日【表】70

十日辛卯、鶴岡御神樂等也、將軍家有御參、陪從江左衛門尉景節唱

秘曲等、于時風雨俄起、殆有神威之瑞云々、

【史料A】は京都楽人の多好節が式年の鶴岡御神樂で宮人曲を奏した際の記事である。建久四年（一一九三）十月、好節は神樂秘曲を授けた鶴岡陪從の大江久家とともにすでに鎌倉に下向しており、翌月実施の鶴岡御神樂における秘曲宮人曲の演奏も織り込んだことだったと推測される。翌年の式年鶴岡御神樂では【表】66にある通り、大江久家が宮人曲を、そして御家人の畠山重忠・梶原景季が唱和している。さらに翌年の【史料B】は、「陪從江左衛門尉景節」が宮人曲等の神樂秘曲を奏した記事である。大江久家との系譜関係は未詳ながらも、同じく大江姓の景節が陪從を務めているため、鶴岡の音楽儀礼では基本的に陪從大江氏によって担われていたことが窺える。<sup>25</sup>

その神樂秘曲の効験について、大江景節は「于時風雨俄起、殆有神威之瑞」と表現される。これは多好節が宮人曲を奏した際の効験で「于時陰雲俄橫而雨灑瑞籬、寒天雖暗兮星現寶殿、神威揭焉」と表現されたこととおおよそ一致する内容であろう。本記述が、神樂秘曲本来の靈験を表現した可能性もあるが、わざわざ幕府の命令で鶴岡陪從の大江久家を上洛させて神樂秘曲を習得させていたことを踏まえると、鶴岡神事における陪從の樂舞演奏が、京都楽人のそれに匹敵する効験を有した象徴的な記事であると考えられる。建久二年（一一九二）三月の鶴岡焼失以来、

源頼朝は本社石清水八幡宮の勸請をはじめ鶴岡の儀礼整備を急速に進めてきた。とりわけ神事（放生会を構成する法会や舞樂・相撲・流鏑馬など）の整備により、御家人たちの八幡信仰と崇敬を集めることとなった。<sup>26</sup> 鶴岡陪從大江氏の宮人曲習得の記事は、鶴岡の神威を増進させ、かつ本社石清水八幡宮と比べても遜色のない鶴岡神事の到達点を、喧伝する内容でもあったのであろう。【表】によれば、以後の將軍頼家・実朝期では鎌倉へ下向した京都楽人等を見出すことができず、幕府が音楽受容のために積極的に京都側へ働きかけた様子を認めることができない。先の記述がされた理由は、「楽人招請型」による鎌倉幕府の音楽受容政策が、鶴岡儀礼での陪從・供僧・御家人を音楽儀礼の担い手としたことで一応の到達点をみたことに求められよう。

## （2）「楽人招請型」の変遷―源頼家・実朝期―九条頼経期―

源頼朝期に到達した「楽人招請型」期の音楽儀礼は將軍頼家・実朝期でも継承されている。頼家・実朝両將軍期では京都楽人の鎌倉下向や幕府関係者の上洛による音楽伝習事例は見いだせないものの、永福寺や勝長寿院への音楽儀礼の伝播および実施が見られるのもこの両將軍期であった。また、頼家期では建仁二年（一一二二）十一月に幕府の文章生三善宣衡が鶴岡恒例御神樂で神樂曲の庭火を歌い【表】84、実朝期では承元四年（一一二〇）八月に来る式年鶴岡放生会で催される童舞のため、鶴岡の舞童十二名で試樂が実施されている【表】97。とりわけ実朝期では、御家人邸宅への渡御に伴って舞樂や管弦が盛大に催されており【表】100・103、都市鎌倉周辺での音楽儀礼の拡がりも認められよう。頼家・実朝両將軍期の音楽文化は、音楽教習を通じた京都楽人との繋がりを史料上認められなくとも、決して断絶や衰退をしていた訳ではない。

頼朝段階の「楽人招請型」期音楽受容の到達点を継承するとともに、その成果を都市鎌倉とその周辺地域のなかで享受していたと考えられる。それを裏付けるように、源頼家・実朝期では、「舞楽如例」と『吾妻鏡』のなかで記載される事例が散見され、音楽儀礼が定着していった様子が窺える。当該期の鎌倉における音楽儀礼は、音楽的素養のある陪従大江氏（鎌倉に定住したかは未詳）をはじめ、鶴岡伶人（童舞では供僧門弟や御家人子息）によつて基本的に担われていたように、それで問題なく済まされていたのである。

しかし、源氏三代將軍の系統が途絶え、京都より摂関家九条頼経が鎌倉將軍として下向してくると、音楽受容のあり方に変化が見える。それを示すのが寛喜元年（一二二九）九月、執権北条泰時期に行われた泰時被官人等への秘曲伝授を目的とした上洛命令である。再び鎌倉幕府は、京都楽人による音楽教習を必要とするのである。

【史料C】『吾妻鏡』寛喜元年（一二二九）九月九日条【表】116

九日癸酉、武州以南条七郎次郎・横尾左近将監・美濃澤右近二郎・弥平太三郎等、被差遣京都、是於南条者授和琴、至其外三人者可伝神楽秘曲之由、所被仰右近将監多好方之許也、

【史料D】『吾妻鏡』文暦二年（一二三五）閏六月二十四日条【表】124

廿四日乙卯、為来八月鶴岡放生会舞楽、被召右近将監多好節、但公役不指合者可参向、若又有障者、可差多好継之由、今日被仰京都云々、

【史料E】『吾妻鏡』嘉禎元年（一二三五）八月十八日条【表】125

十八日戊申、舞人多好氏が鎌倉之处、可令帰洛之旨、自殿下被申之間、所被差進也、則將軍染御自筆、令申御請文給、又御馬一疋白鹿、賜好氏、兩三年一度、放生会之時可参仕之由、以木工権頭被仰含好

氏云々、

【史料F】『吾妻鏡』嘉禎二年（一二三六）二月十四日条【表】127

十四日辛丑、右近将監多好節調進和琴太笛等、武州殊所令自愛給也、

【史料C】は北条泰時が被官人南条氏等を上洛させ、京都楽人の多好方から神楽等の秘曲を習得するよう命じる。だが、この好方は建暦元年（一二二二）にすでに没しているため（『樂所補任』）、【史料D】にて幕府は同じ一族の多好節へ鶴岡法会舞楽への出仕を命じ、もし好節に支障がある場合は好方孫の好継の鎌倉下向を命じている。だがこの好継も建保五年（一二一七）にすでに没していた（『樂所補任』）。結局のところ、実際に鎌倉下向を果たしたのは多好節・好氏であった（【史料E・F】）。

ここで注目されるのは、京都楽人の動静に関する鎌倉幕府側の情報不足である。泰時が命じた多好方からの秘曲伝授は、源頼朝が命じた建久四年（一一九三）の大江久家への秘曲伝授のそれと対応しており、貫達人や中本真人が指摘する通り、北条泰時の音楽受容が源頼朝の先例を擬えてのものであることは確かである<sup>27)</sup>。しかしながら、すでに物故者である多好方・好継の名が記されていることは、『吾妻鏡』編纂段階での誤記という可能性よりも<sup>28)</sup>、縷々述べてきた鎌倉幕府における「楽人招請型」による音楽受容の到達が背景にあると考えられる。つまり、頼朝段階で鶴岡で催される種々の音楽儀礼は、前述したように楽人として陪従大江氏や、舞人として鶴岡供僧子弟や御家人子息で担われるようになった結果、頼家・実朝期には新たに京都楽人を下向させて音楽教授を受ける必要がそもそもなかったと考えられる<sup>29)</sup>。こうした様子は、鶴岡の式年神楽や舞楽法会が両將軍期では「如例」と多く表現されることと無関係ではない。かかる鎌倉幕府側の京都楽人の動静に関する情報不足が発生した要因は、これまで京都楽人を通じて得ていた中央の音楽文化が、將軍頼

家以降に行われず、結果的に京都音楽界との関わりが希薄化してしまつたためと推測される（なお鶴岡陪従大江氏は鎌倉にあつては楽人としての役割を果たすが、京都社会では楽人として活動しているわけではない）。

しかし執権北条泰時時期になると、撰閥家将軍の下向を契機に、まずは相應の音楽儀礼を整備する必要があつた【表】122など。承久元年（一二一九）に鎌倉下向してきた九条頼経は、嘉禄元年（一二二五）の八歳で元服を果たしている。頼経は、泰时被官人の派遣段階ではいまだ年少で、幕府内での政治的指導能力をどこまで持ち得たか些か疑問ではあるが、嘉禄元年（一二三五）の京都楽人下向の時期ではすでに青年となつており幕府内での発言力もあつたであろう。撰家将軍九条頼経の成長とともに、希薄化していた京都音楽界（秘曲を有する地下楽人たち）との関係を再構築することが志向されたことはむしろ当然であつたと考えられる。このことは、【史料E】で「両三年一度、放生会之時可参仕之由」と幕府が多好氏へ三年に一度の鶴岡放生会の出仕を命じていることから裏付けられよう。京都楽人の恒常的かつ定期的な下向により、音楽儀礼を積極的に継受しようと試みているのである。そして、頼経の父九条道家の動向も見逃せない。実朝暗殺による源家将軍の断絶と、撰閥家九条頼経の鎌倉下向を契機として、学侶の派遣を中心に撰閥家の分家に相應な将軍御所の儀礼が整えられていったことが先学で指摘される。<sup>30)</sup>【史料E】「舞人多好氏在鎌倉之処、可令帰洛之旨、自殿下被申之間、所被差進也」とあるため、執権泰時時期に行われた地下楽家多好氏の鎌倉下向には道家の意向が看取されるのである。<sup>31)</sup> 廢れることなく「如例」と催されてきた舞樂が、貞永元年（一二三二）に「勝長寿院一切経會、依有御意願、舞樂等殊被刷其儀」【表】122と、「刷」の語を用いて整備さ

れた旨が記録されたのは、如上の事情を反映したものと理解される。この記事について、頼朝期以来の音楽儀礼が撰家将軍九条頼経期にどのように整備されたかを示す具体的な徴証はないが、撰閥家に相應しい京都様式に倣う形であつたことが想像されるのである。

またもう一つの要因として、頼朝期に秘曲伝授を受けた鶴岡陪従大江久家たちがすでに世代交代しており、神樂秘曲（多好氏相伝秘曲の「宮人曲」など）を京都楽人から再び撰取する必要性に駆られたことも関係しよう。事実、鶴岡で神樂歌が種々奏されることはあつても、かつて陪従大江久家が奏した神樂秘曲の宮人曲は、鎌倉楽人の中原光上が鶴岡正殿遷宮（『吾妻鏡』建長五年（一二五三）八月十四日条）で奏するまで、都市鎌倉で演奏された形跡を認めることはできない。当該期の鎌倉は、恒常的な音楽教習の環境は未成熟で、秘曲伝授の機会は設けられていなかったため、京都音楽界に属する地下楽人から秘曲を伝習する必要があるためである。

### (3) 小括

まずは執権北条泰時時期に京都楽人を通じた音楽受容が再開された理由について、これまでの検討内容をまとめておこう。再開理由として、①頼朝期に到達した「楽人招請型」音楽受容の成果が次代の頼家・実朝両将軍期でも継承—都市鎌倉とその周辺地域で完結するかたちへ—される一方で、結果的に地下楽人を通じた京都音楽界との関係が希薄化したこと、②希薄化したために、鎌倉側の音楽儀礼の担い手も世代交代するなかで、秘曲等の京都に匹敵する高度な音楽儀礼を実施することが困難になつてきた可能性があること、③撰家将軍九条頼経を推戴するがゆえに、京都音楽界の音楽儀礼を踏まえた相應の様式が求められ、①②により希

薄化していた京都音楽界との関係を再構築することが幕府によって志向されたこと、④最後に、③の背景には父九条道家による撰閑家の分家たる頼経の将軍御所儀礼を、それに相応しい形式に整えるための支援があったこと、の四つを指摘し得た<sup>32)</sup>。

初期鎌倉幕府と音楽文化との関わり方をあらわす「楽人招請型」の音楽受容は、京都楽人の鎌倉招請を基礎として図られたものであると一先ずは説明できよう。その実態と変遷をみるに、頼朝期にて京都楽人や伊豆・箱根の在来楽人らを通じての音楽受容が到達点をみる。そして次代の頼家・実朝期による継承と都市鎌倉での成熟を果たす。その後、撰家将軍藤原九条の推戴と執権北条泰時期では、再び京都音楽界との関係構築が目指され、頼朝期と同様に京都楽人の鎌倉招請が再開されるとともに、より積極的に音楽受容がなされるようになっていく。

しかし、初期鎌倉幕府での「楽人招請型」音楽受容をみるに、京都楽人を中心とした一方向的な音楽伝播の説明では、当然ながら不十分である。そこで、冒頭で掲げた課題に即し、「楽人招請型」期における鎌倉側の音楽受容基盤、とりわけ音楽儀礼の担い手について次章で検討していくこととする。

### 三 京都社会との繋がりとは音楽受容基盤

#### (一) 鎌倉音楽儀礼の担い手たち①—鶴岡八幡宮寺の陪従—

まず鶴岡八幡宮寺の御神楽で陪従を務めた大江久兼・久家・久康について見てみよう。

彼らはもともと鎌倉在来の人物ではなく、本来は京都下級貴族の文筆官僚であった。元暦二年(一一八五)七月では、御神楽実施に際して「神宴等伎、当時無其人、仍懇以令招下給云々」との理由で京都の大江

久兼が陪従として鎌倉に招かれている【表】8。久兼はもともと太政官弁官局に属しており、例えば天養元年(一一四四)十月の伊勢公卿勅使にかかる御装束修造の宣旨では「右史生大江久兼」とみえ、その後六位史として永萬元(一一六五)から仁安二年(一一六七)まで活動し、山城介に補任されている<sup>34)</sup>。管見の限り久兼の京都における音楽関係の活動徴証は確認できないが、何らかの音楽経験者として鎌倉に陪従として呼ばれたのであろう。ただ音楽専従という訳ではなく、文治二年(一一八六)三月には幕府使節として上洛もしている【表】10。

以後の鶴岡陪従について、おそらく久兼と同じ系譜に連なるか縁者であろう大江久家・久康が担っている。久家・久康も、もともと京都下級官人であり、幕府が都市鎌倉に呼び寄せて儀礼を担わせたのである。しかし、彼らが鎌倉に定着して恒常的に幕府音楽儀礼を担ったのかという点、そうではなかった。大江久家は近衛府官人で、【表】66にある建久五年(一一九四)の「宮人曲」披露に関して、それ以前の建久二年(一一九二)段階ではすでに鎌倉に滞在しており、幕府命令で上洛して多好方から秘曲の教習を受けていることが分かる【表】43・44・47。だが、その後の建久七年(一一九六)に朝廷での追儼・除目では「右近将監大江久家」とその名が見え、以後鎌倉での活動徴証が認められないことを斟酌するに、帰洛した可能性が高い。また嘉禎三年(一二三二)七月、鎌倉において中原景安からの秘曲伝授を願い出た大江久康も【表】130「鎌倉滞在をしていたが貞永元年(一二三三)の後堀河天皇讓位の剱璽渡御では藏人所の所衆にその名が見えており、もともとは京都で活動していた官人であったことが分かる<sup>36)</sup>。

つまり、大江久兼・久家・久康と続く京都下級官人の一族が、鎌倉幕府の求めに応じて京—鎌倉間を移動・交流しながら活動し、幕府儀礼に

携わっていたことが判明するのである。しかし彼ら大江氏はそもそも京都楽人の家柄ではなく、京都音楽界にて実際に演奏経験がある様子も見受けられない。彼らが登用された理由は、鎌倉在来の人物ではなく、京都政界ないしはその周縁部にある京都社会との繋がりを背景とする中央音楽文化への接触があったためと考えられる。<sup>27)</sup> 種々の儀礼で必要となる音楽的素養について、彼らは(京都社会に属するがゆえに)間接的な形で京都音楽界と関わり、習得していたのである。ここに、幕府側の音楽儀礼の担い手について、京都社会と繋がることの重要性が見えてくるのである。<sup>28)</sup>

(2) 鎌倉音楽儀礼の担い手たち②―鶴岡八幡宮寺の舞人(舞童)―

次に鶴岡での舞人について見てみよう。鶴岡舞童のうち童舞は、従来の伊豆山・箱根両権現所属の舞童を派遣してもらって実施していたものが、建久四年(一一九三)には鶴岡供僧門弟や御家人子息に担われる形式に切り替わる。左に史料を掲げよう。

【史料G】『吾妻鏡』建久四年(一一九三)二月七日条【表】50

七日甲辰、来三月三日鶴岡法会舞樂事、先々召伊豆・管根両山兒童等、雖遂行之、供僧門弟等已有数、又御家人子息等中、撰催可然少生、可調樂之旨、被仰若宮別当法眼云々、因之因幡前司子息摩尼珠、判官代子息藤一、筑後権守子息竹王等応其撰云々、

鶴岡童舞の舞人のうち御家人関係者は大江広元子息の摩尼珠、藤原邦通子息の藤一、藤原俊兼子息の竹王たちであった。ここでも、名前が記録されている三名は京都下級官人出身など皆京都政界の関係者である。文章道と明法道・明経道を家学とする文官貴族家出身の大江広元や、「洛陽放遊客」として伊豆流人時代の頼朝の許に身を寄せていた藤原邦通は、

ともに幕府公文所を構成する初期メンバーであり(『吾妻鏡』元暦元年(一一八四)十月六日条)、また藤原俊兼は頼朝右筆として活動し幕府政所の公事奉行を務めている(建久二年(一一九一)正月十五日条)。彼らは陪從大江氏一族と同様に京都政界に淵源を持つ下級貴族であり、中央の音楽文化と接触があったために幕府文官官僚でありながら舞楽の舞人として子息が選抜されたと考えられる。<sup>29)</sup>

彼らの音楽的素養について、その具体的な有様を史料で見てもよい。次の史料は元暦元年(一一八四)、鎌倉に護送されてきた平重衡の許へ頼朝が慰問団として藤原邦通・工藤祐経・千手前を派遣した時の記事である。重衡の宿所で管弦遊興が尽くされた後、邦通は頼朝の許に帰参して酒宴の様子を報告している。

【史料H】『吾妻鏡』元暦元年(一一八四)四月二十日条【表】4

其後各帰参御前、武衛令問酒宴次第給、邦通申云、羽林、云言語、云芸能、尤以優美也、以五常樂謂後生樂、以皇響急号往生急、是皆有其由歟、樂名之中、廻忽者元書廻骨、大国葬礼之時調此樂云々、吾為囚人待被誅条、存在日暮由之故歟、又女房欲歸之程、猶詠四面楚歌句、彼項羽過吳之事、折節思出歟之由申之、

藤原邦通の報告内容から平重衡の教養の深さが看取されるが、ここで着目したいのはかかる重衡の音楽素養や意図を邦通が理解している点である。都仕込みの重衡の言葉遣いや彼の音楽芸能を「尤以優美也」と評するのは、邦通が京都社会に通じているからこそであろう。さらに邦通は、死期を予感した重衡が繰り返す種々の楽曲とその意匠を汲みとっており、彼が奏じた楽曲の「廻忽」が中国の葬送音楽に由来することも述べる。邦通が音楽芸能に通暁していることを示すエピソードであろう。

なお、この平重衡にまつわる音楽芸能記事は、『延慶本平家物語』(「重

衡卿千手前卜酒盛事」でも語られているが、重衡の音楽素養に対する評者は邦通ではなく大江広元となっている。広元は重衡の音楽素養を「平家ハ代々相伝ノ才人、此人ハ当世無双ノ歌人ニテ候、彼一門ヲ花ニ喩候シニハ、此殿ヲバ牡丹ノ花ニ例テコソ候シカ」と高い評価を与えている。また千手前が報告してきた重衡の選曲についても、「而二中将今生ノ栄花尽テ、只今被誅給ナムズル事ヲ思給テ、彼異朝ノ例ヲ尋テ、葬送ノ楽ヲ弾レケルコソ哀ナレ」と解説を加える。この広元の記事について、事実関係の齟齬から創作の可能性が指摘されているが、重衡の音楽芸能の才を見抜く存在として広元が物語中で選ばれた背景には、彼が京都政界と関わりが深く朝廷の先例故実に通暁していたことが大きく関係している<sup>(4)</sup>。

鶴岡舞人の選抜にあたっては、京都政界との関わりが必須であったことは明白である。そして、京都政界と関わる人物やその子息が拔擢される背景には、中央音楽文化との接触による音楽的素養が備わっていたためであると判断される。であるならば、幕府の音楽儀礼に登場する幕府側の様々な担い手たち、とくに初期鎌倉幕府の「楽人招請型」期においては、京都政界と関わる人物が多く登場することが予想されよう。

### (3) 初期鎌倉幕府関係者をとりまく音楽文化

【表】を再び通覧してみると、音楽儀礼・芸能に関わる人物や担い手について、遊女や僧侶の延年等を除いた場合、そのほとんどが京都政界やその周縁にある京都社会の関係者や繋がりを有する人物であることに気づかされる。紙幅の都合上すべての事例を取り上げることが叶わないが、「軍事貴族関係者」「鎌倉御家人」のカテゴリーから主要な人物について検討してみたい。

#### a、軍事貴族関係者

先の平重衡以外に、まず『吾妻鏡』での最初の音楽記事でもある【表1】の伊豆国目代山木兼隆が挙げられる。兼隆は自身の館で「酒宴部曲」を催し、様々な歌謡が披露されていたことが分かる。この山木兼隆は伊勢平氏の平信兼子息であり、もともと検非違使として活動する京武者であった。検非違使時代には平時忠とも関係を築いていたが、何らかの理由で解官され伊豆国田方郡山木郷に配流となり、伊豆国知行国主平時忠との関係を背景に伊豆国目代に登用されていた<sup>(4)</sup>。

また、甲斐源氏の一条忠頼家人大中臣秋家も注目される。元暦元年(一一八四)に甲斐源氏武田信義の子息一条忠頼は源頼朝邸宅にて謀殺されるが、その直後に忠頼家人の大中臣秋家が頼朝に召し出され、「堪歌舞曲之者」という理由で芳情を施され赦免されている【表】5。赦免後は頼朝の遊興で歌舞を披露する場面が見え、頼朝が岡崎義実宅で酒宴を催す際、召し出されて舞曲を尽くしている【表】17。ただし、秋家が鎌倉幕府内で発揮した能力は音楽芸能の技芸だけでなく、文士としても幕府公文所の寄人に名を連ねている(『吾妻鏡』元暦元年八月六日条)。こうした秋家の芸能についても京都政界の繋がりが垣間見えており、秋家が大中臣姓を称していることから、朝廷の神祇官大中臣氏の出身者なのであろう。一条忠頼については、在京経験のなかで信濃武士井上光盛との連携関係が生まれており、また忠頼の許には在京官人や京都出身の文士・武士が家人として編成されていた<sup>(4)</sup>。秋家も忠頼麾下の文士であり、秋家の能力を頼朝も求めていたのであろう。

#### b、在京経験のある御家人

次に鎌倉御家人の事例を見てみよう。【表】では音楽芸能に関わる記事が散見されるが、なかでも御家人自身が音楽演奏している事例に着目

したい。【表】4」でみた、鎌倉に滞在する平重衡への慰問での工藤祐経は「打鼓歌今様」と自ら遊興の場で鼓拍子を取り、当時都で流行していた今様を披露する音楽芸能者としての参加が確認できる。また祐経は文治二年（一一八六）、頼朝・政子夫妻の前で静御前が舞曲を披露した時でも鼓を打って演奏に加わる【表】11。工藤祐経は鎌倉での音楽芸能の担い手として、また都人をその芸能によりもてなす実力を有した存在として、頼朝に重宝されていたのであろう。その祐経も、父祐次は院武者所に所属した在京経験者であり（『尊卑分脈』）、祐経自身も「是生数代勇士之家、雖継楯戟之塵、歴一臈上日之職、自携調吹曲之故也」（『吾妻鏡』文治二年四月八日条、【表】11）と武芸を家職とする武士の家柄ながらも、「一臈上日」と院武者所での最上席職員を歴任し音楽芸能を演奏できるまでになったことが記される。工藤氏は伊豆国在庁官人の一族でありながら在京経験を、祐経の代には都振りの音楽演奏をするまでに文化的素養を高めていたこととなる。在京経験によって音楽芸能の演奏者になった御家人は他にもいる。

著名な事例だが畠山重忠の場合を検討しよう。重忠は、元暦元年（一一八四）に京都から招請された「郢曲達者」の兒童掇持王の芸能披露の席で今様を歌っている【表】6。また先述の工藤祐経とともに静御前の舞曲披露では、銅拍子を打って参加している【表】11。さらに、建久二年（一一九二）に京都楽人多好方が幕府に招請された際、当座で御家人に神楽曲の伝授がされ、重忠と梶原景季が教授を受けた。好方は「兩人器量之由、好方感申云々」と兩人の音楽技量を高く評価しているのである【表】40。重忠の音楽素養の高さは京都楽人の折紙付きとなるだろうが、彼もまた在京経験者である。元暦元年六月、平頼盛が帰洛する際に幕府側が饒別として饗応した御家人一行は「是皆馴京都之輩也」と

あり（『吾妻鏡』元暦元年六月一日条）、小山朝政・三浦義澄・結城朝光・下河辺行平・畠山重忠・橘公長・足立遠元・八田知宗・後藤基清等の名を記す。重忠は青年期に父重能に従って在京した可能性が指摘されており、治承四年（一一八〇）七月では重能と弟小山田有能とともに京都大番役のために上洛している（『延慶本平家物語』）。また同年六月に三浦義澄と千葉胤頼が頼朝が、身を寄せる伊豆国北条に参向する際、彼らは「日来祇候京都」し、「日来依番役所在京也」とあって京都大番役のために在京していた（『吾妻鏡』治承四年六月二十七日条）。東国武士にとつて京都大番役等を通じた在京期間は、京都の音楽芸能に触れる絶好の機会であったのである。なお重忠に関しては、とりわけ音曲の才能に溢れていたようで、『源平盛衰記』には彼の絶対音感と優れた聴力の持ち主であることを示す物語が収められている<sup>46</sup>。これも重忠が有していた音楽技量を補強する逸話であろう。

御家人自身の音楽芸能では工藤祐経・畠山重忠の事例を掲出し検討したが、その他にも明法家三善氏出身の文士三善康信は郢曲で催馬楽を詠じたり助音で演奏に参加している【表】14・40。また御家人千葉常胤は鎌倉での酒宴で自ら舞踏に興じる【表】14。この記事だけでは常胤が親しむ音楽芸能の具体は未詳だが、子息胤頼の京都大番役での在京や子息日胤の園城寺入寺を踏まえるならば<sup>47</sup>、京都社会と関わりを持ち音楽芸能を受容する環境にあったと推測される<sup>48</sup>。また將軍頼家の近臣として仕えた平知康も、頼家の御前で歌曲を披露する舞女微妙とともに鼓役として参加している【表】80。知康は院北面に仕える在京勢力であり、鼓の名手として京都で著名であった。

(4) 小括

以上、鎌倉幕府関係者の音楽文化について、①鶴岡八幡宮寺の陪従大江氏、②鶴岡八幡宮寺舞人(舞童)、③伊勢平氏や甲斐源氏などの軍事貴族関係者と御家人関係者(武士・文士)、の場合に別けてそれぞれ検討を加えてきた。①②はおおよそ鎌倉幕府音楽儀礼での場面、③は遊興などの音楽芸能での場面となる。初期鎌倉幕府・御家人と京都社会との文化的接触<sup>49)</sup>、幕府による京都政界関係者の登用やその広範な人的ネットワークの存在について<sup>50)</sup>、すでに多くの研究がこれまで積み重ねられていく。本章ではかかる成果を踏まえつつ、これまで殆ど顧みられてこなかった、幕府関係者の音楽素養を検討対象とし、その具体的様相について考察したものである。

結果、「楽人招請型」期に音楽文化の担い手として登場する人物の殆どすべてが京都社会と何らかの繋がりを持つことが判明した。鶴岡陪従大江氏一族は京都下級官吏の出身で、彼らの京—鎌倉間に跨がる移動とネットワークを背景として、幕府に陪従として儀礼の都度登用されていたと推測される。また御家人の幕府儀礼参加についても、鶴岡舞人(舞童)は京都政界をルーツに持つ大江広元・藤原邦通・藤原俊兼等の子息で担われるようになる。さらに工藤祐経・畠山重忠などの御家人も武者所や京都大番役などの在京経験を経て、音楽芸能を摂取しており、平重衡や頼盛など京都要人の饗応や、鎌倉で行われる遊興芸能(そして政治性を孕む場面)にて、その能力を発揮し祇候しているのである。また、こうした京都社会との繋がりには、音楽芸能者(音楽に限らず右筆などの諸芸能も当然求められていた)の鎌倉招請へ結実し、在京していた足立遠元の叔父安達盛長は、藤原邦通を頼朝に推挙している(『吾妻鏡』治承四年六月二十二日条・同年八月四日条)。

「楽人招請型」期における鎌倉幕府側の音楽受容は、京都政界とその周縁にある京都社会に関わりのある幕府関係者を基盤に支えられていたのである。とくに【表】で明白なように、幕府関係者の音楽文化に関わっている記事は極めて限定的であり、さらにその担い手は京都政界に関わる人物に限られる。それゆえ、他の音楽芸能記事で登場しない人物との音楽技能の差は歴然であり、必然的に階層性が生み出されるのである。一方で、彼らが音楽芸能を有するために、鶴岡舞人の御家人子息への移行や多好人など京都楽人の音楽教授を得る受け皿となったことも事実である。「楽人招請型」においては、京都楽人の鎌倉下向のみならず、招請して音楽受容を行うがゆえに、その受容基盤も重要な要素となってくる。音楽習得をなし得る上で、在京経験や京都下級官人出身などによる京都政界との関わりと、中央音楽文化を担う京都音楽界への接触は必要不可欠であったと言えよう。「楽人招請型」期の音楽受容はこうした京都社会に繋がる幕府関係者により支えられていたのである。

おわりに

これまで縷々明らかにした点については、すでに各章の小括などでも述べており、ここではその概略を記すに止めたい。本稿では「楽人招請型」音楽受容について大略以下の二点を指摘し得た。

①まず「楽人招請型」期の変遷について。「楽人招請型」音楽受容は源頼朝段階で到達点を迎え、都市鎌倉周辺で完結するような音楽儀礼(鶴岡陪従や鶴岡舞童の供僧門弟・御家人子息等で担われる楽舞)を作り上げていった。その音楽文化の遺産は次代の源頼家・実朝の両將軍期へ継承されることとなったが、一方で京都音楽界との関わり希薄化という結果をもたらすこととなる。しかし、源氏將軍家

が途絶えて京都から摂関家将軍が下向してくると、執権北条泰時期に京都音楽界との関係再構築が行われ、頼朝の先例に擬えて再び京都楽人による音楽教習が復活する。

②次に音楽受容の基盤について。「楽人招請型」期での音楽文化の担い手として登場する人物のその殆どすべてが京都政界と何らかの繋がりを持つ。鶴岡陪従大江氏一族や鶴岡舞人（舞童）を供出する大江広元・藤原邦通・藤原俊兼等も京都下級官人の出自であったり京都政界をルーツに持つ。また京都要人の饗応の場や、鎌倉で行われる遊興芸能の場では、在京経験を経て音楽芸能を撰取している工藤祐経や畠山重忠らが祇候し、さらに京都楽人の音楽教授も受けている。「楽人招請型」期の音楽受容は、京都政界にルーツを持つ下級官人や在京経験のある御家人を担い手としてなされていたのである。

本稿は鎌倉幕府成立段階の源頼朝期から摂関家将軍九条頼経期（執権北条泰時期）までの音楽受容について、「楽人招請型」と名付け検討を行ってきた。ただし、その検討時期については鎌倉幕府初期の源氏将軍期に偏ってしまったという印象は否めず、摂関家将軍九条頼経期・執権北条泰時期段階の音楽受容については別に検討が必要である。とりわけ泰時期には、積極的な京都楽人の招請だけでなく、多氏や狛氏のような重代楽家ではない後進の楽家中原氏を登用し、鎌倉在住の楽人も急増するようになる（「楽家系図」）。ここに「楽人招請型」とは異なる音楽受容が幕府によってなされるようになるが、この変遷については別稿にて検討したい。<sup>(22)</sup>

初期鎌倉幕府での音楽受容形態は「楽人招請型」であり、その受容基盤は京都政界にルーツを持つ下級官人・在京経験のある御家人たちに限

定される。そのことは畢竟、地方政権であった初期鎌倉幕府の音楽文化そのもの——とりわけ音楽儀礼や京都要人の接遇や儀礼交渉など幕府の威儀を示す必要のある場合に——が、京都政界や周縁の京都社会に属する、ないし関わる人材によって支えられていたことにほかならない。これが本稿の結論である。

しかしながら、残された課題も少なくない。如上の初期鎌倉幕府における音楽受容について、音楽儀礼を実施する際、楽人の存在だけでなく儀礼そのものの整備も重要である。本論で十分切り結ぶことはできなかったが、鶴岡神事を中心とする儀礼整備に加え、鎌倉下向の学侶と密教修法の展開<sup>(23)</sup>、さらに承久の乱以降の陰陽師をはじめ京都社会からの様々な人材流入や、摂関家将軍下向による九条道家との連携などは、鎌倉幕府が武家権門として成長し、鎮護国家・護国法会の宗教儀礼を主催する上で不可欠の事象である。幕府儀礼の段階的な変遷のなかに、あらためて音楽受容の性格や音楽文化の展開を位置づける必要がある。また、鎌倉幕府・都市鎌倉の音楽文化を、京都との親疎関係のみで説明してしまうことにも躊躇を覚える。なぜなら、【表】で散見される音楽芸能者である遊女たち（例えば静御前や舞女微妙など）の活動や【表】11・13・16・76〜80など、彼女ら音楽芸能者が御家人邸宅や本領などの武士拠点へ招かれ芸能の場で今様などの野曲を披露している事例を見るにつけ【表】16・32・65・115など、地域社会における音楽芸能の問題を捨象して論じることはできない。地下楽人による京都音楽界や下級官人などを通じて京都政界との繋がりと異なる次元で、地域社会に存在する音楽芸能のあり方を追跡し、両者の相関関係を検証する必要がある。音楽文化の地域的な受容や伝播は、京都との関わりのみで完結するものではない。この点を強調した上で、次なる課題としてこれらの視点を掲げ、

一先ず擷筆することとした。

註

- (1) 大内楽所や楽家の成立については、荻美津夫『平安朝音楽制度史』(吉川弘文館、一九九四年)、青木洋志「多氏における、舞の家としての形成と秘曲の成立」(福島和夫編『中世音楽史論叢』和泉書院、二〇〇一年)を主に参照。
- (2) 日本における舞楽面・伎楽面・能面・獅子頭・行道面等の残存状況や地域的分布状況については野間清六『日本仮面史』(藝文書院、一九四三年)、および田邊三郎助「舞楽面遺品の探求とその研究」(同『論集 日本の仮面 上巻』中央公論美術出版、二〇一九年(初出一九八一年))、同「舞楽面の地方分布とその変遷について」(同書、初出一九七〇年)などを参照。
- (3) 本稿では、音楽制度として存在し、かつ鎮護国家・護国法会での音楽を伴う宗教儀礼にて催される雅楽・伎楽・舞楽等を「音楽儀礼」と呼称し、芸能として貴族社会から民衆社会にまで広がった猿楽・田楽・今様等を「音楽芸能」と呼称して別けている。ただし、音楽をめぐる儀礼と芸能は密接不可分な要素が多分にあるため、峻別できない場合もあり、これらは一応の分別であることを断っておく。なお音楽儀礼・音楽芸能を総称する場合は「音楽文化」あるいは単に「音楽」と呼称する。
- また、本稿では鎌倉幕府および都市鎌倉の音楽受容を課題としており、煩雑を避けるため本文中で平安期における音楽伝播に関わる先行研究には言及せず、以下本註にて列記するに止めたい。音楽伝播を最初に問題としたのは林屋辰三郎であり、地方大寺社での楽所設置を通じた音楽受容を指摘した(同『中世藝能史の研究』(岩波書店、一九六〇年))。その後、地方伝播の中核を国衙機構に求める山路興造(伎楽・舞楽の地方伝播)(同『中世芸能の底流』岩田書院、二〇一〇年(初出一九八五年))や井原今朝男(増補 中世寺院と民衆)(臨川書院、二〇一三年(初出二〇〇九年))、あるいは大寺社と京都楽人の下向に求める荻美津夫(鎌倉時代における舞楽の伝播について)(大隅和雄編『鎌倉時

代文化伝播の研究』吉川弘文館、一九九三年)、および「平安時代音楽制度史研究の課題」(『アジア遊学』(琴)の文化史—東アジアの音風景—)勉誠出版、二〇〇九年)の見解が提出されている。

- (4) 拙稿「中世都市鎌倉と地下楽家中原氏—中原有安・景安・光氏の系譜と活動を中心に—」(『神奈川県立博物館研究報告(人文科学)』四六、二〇一九年)、同「中世舞楽面と雨乞儀礼—相模国大住郡下糟屋村の高部屋神社を事例に—」(上)(下)、『民具マンスリー』五三二—五三三、二〇二〇年)。なお以下の本論で言及する拙稿はすべて前者の「拙稿二〇一九」に拠るものである。

- (5) 鎌倉幕府の音楽を伴う宗教儀礼の整備については、貫達人『鶴岡八幡宮寺—鎌倉の廃寺—』(有隣堂、一九九六年)、岡田清一「鎌倉幕府と二所詣」(同『鎌倉幕府と東国』統群書類従完成会、二〇〇六年)、上横手雅敬「源頼朝の宗教政策」(同『権力と仏教の中世史—文化と政治的状况—』法蔵館、二〇〇九年)などがある。

- (6) 湯山学「鶴岡の舞楽」(同『鶴岡八幡宮の中世的世界—別当・新宮・舞楽・大工—』南関東中世史論集第四、社会福祉法人光友会、一九九五年)、岡田前掲註(5)論文、上横手前掲註(5)論文などがあげられる。

- (7) 荻美津夫「鎌倉幕府と雅楽—鶴岡八幡宮を中心に—」(『雅楽界』五四、一九七八年(のちに同『古代中世音楽史の研究』(吉川弘文館、二〇〇七年)に所収)、同「鎌倉時代における舞楽の伝播について」(大隅和雄編『鎌倉時代文化伝播の研究』吉川弘文館、一九九三年)、中本真人「鶴岡八幡宮の二季の御神楽—王朝文化東国伝播に関する一考察—」(『駒場東邦研究紀要』三六、二〇〇八年)、同「北条泰時と神楽歌—地下楽家との交流を中心に—」(『国語国文』七八、二〇〇九年)、ともに同『宮廷御神楽芸能史』(新典社、二〇二三年)に所収)、磯水絵「関東の雅楽—鶴岡八幡宮の音楽—」(『中世文学』五九、二〇一四年)、拙稿前掲註(4)論文などがある。

- (8) 豊永聡美「鎌倉武士と琵琶の文化圏」(福田豊彦・関幸彦編『鎌倉』の時代』山川出版社、二〇一五年)。

- (9) 荻前掲註(7)論文「鎌倉時代における舞楽の伝播について」。

- (10) 音楽の伝播や受容については、『岩波講座 日本の音楽・アジアの音楽 第三巻 伝播と変容』(岩波書店、一九八八年)所収の山口修・蒲生郷唱「音楽の伝播と変容」や桂博章「ミクロネシア音楽にみる文化接触の諸相」にて受容側の諸条件が指摘され、後者では「音楽の伝承・伝播は、それを可能にし、受け入れる社会的な条件や、社会の成員の価値観、パーソナリティとも深く関係している」と述べられている。本稿の検討課題へのアプローチを設定する上で大きな示唆を受けている。また、日本中世史では、中央である京都で創られた様々な文化規範がどのように地域社会で受容されたのか、また一方方向だけでなく双方向的な関わりにも着目して、分野横断的に議論されるようになっていく(中世学研究会編『幻想の京都モデル』高志書院、二〇一八年)。
- (11) 拙稿前掲註(4) 論文。
- (12) 本来、楽人と舞人は区別されるべきだが、概念化にあたり混同を避けるため楽人・舞人を総称して「楽人」の語を使用する。
- (13) 岡田・上横手前掲註(5) 論文。
- (14) 院政期における童舞の概要については、土谷恵「法会と舞楽―後白河院政期を中心に―」(五味文彦編『芸能の中世』吉川弘文館、二〇〇〇年)を参照。
- (15) 鶴岡にはかつて舞楽面と菩薩面が合わせて三十三面あり、そのうち舞楽面六面、菩薩面一面が現存する。とくに舞楽面の散手・陵王・貴徳鯉口・貴徳番子は鎌倉初期の作風が窺え、初期鶴岡の舞楽を伝える遺品である。なお、童舞には基本的に面は用いられないので、これらの現存面は成人舞用として使用されたと考えられる。
- (16) ただし、その実態としては、鶴岡神官等による当座の音楽儀礼であったと推測される。なお、鶴岡舞楽の概略については、湯山前掲註(6) 論文や土肥誠「鶴岡八幡宮の祀職―草創期を中心にして―」(『神道古典研究』一五、一九九三年)を参照。
- (17) 『集古十種』楽器之部五。同書は寛政十二年(一八〇〇)に陸奥国白河藩主松平定信によって編纂された文化財調査記録である。
- (18) 西川杏太郎『舞楽面』(『日本の美術』六二、至文堂)。
- (19) 田邊前掲註(2) 書(上巻)所収「関東の仮面」。
- (20) なお、本菩薩面や舞楽面の陵王・散手・貴徳については、「源頼朝が建久六年(一一九五)、東大寺大仏供養に参列した折り、手向山八幡宮から送られた」という由緒が語られている(『源頼朝とゆかりの寺社の名宝』神奈川県立歴史博物館、一九九九年など、鶴岡所蔵の舞楽面・菩薩面の来歴を説明する際に多くの図録解説等で同内容の由緒が言及される)。ただ、現時点で他の諸記録からその由緒を確認することができず、鶴岡での口伝によるものなのかもしれない。本面に関しては、『集古十種』に記述される十二面の菩薩面の残存を踏まえると、二十五菩薩による来迎会(迎講)で使用された可能性も十分想定できよう。
- (21) 岡田前掲註(5) 論文、上横手前掲註(5) 論文、山口隆介「東大寺の鎌倉再興をめぐる信仰と美術」(『頼朝と重源』奈良国立博物館、二〇一二年)など。
- (22) 勝長寿院・永福寺への音楽伝播については、草創期鎌倉幕府から源実朝暗殺にいたる都市鎌倉の密教儀礼が、天台密教の園城寺主導で行われたという指摘を踏まえるならば(永井晋「中世都市鎌倉における密教の成立と展開」(『神奈川県立博物館研究報告(人文科学)』四四、二〇一七年)、鎌倉へ別当就任等により漸次進出を果たす密教の学侶を通じて音楽受容であったり、将又、頼朝期に鶴岡が本社石清水八幡宮に匹敵するように神事が整備されたことを踏まえるなら、鶴岡を中心とする都市鎌倉内部への舞楽伝播を想定できるかもしれない。音楽伝播の様相は複線的かつ多様なルートがあると想像されるが、そうしたなかでも、神事として鶴岡儀礼の中心となる放生会が、法会や経供養とともに舞楽・相撲・流鏑馬等が整備されていく点を斟酌するに、音楽文化の拡がりにおける鶴岡の役割は卓越していたと現時点では想定している。なお、時代は大きく下るが、都市鎌倉や縁部で近世以降の資料上に登場する音楽芸能(あるいは行道)については、鎌倉御霊神社で今も行われる面掛行列は、それに酷似した儀礼を近世の「鶴岡八幡宮御祭礼行列之図」(東京国立博物館所蔵)に見出すことができる。冒頭に「八月十五日鶴岡八幡宮御祭禮行列之写」とあるため、近世鶴岡の放生会では面を用いた行道が催され、それが御霊神社にも伝播した様子が窺える(軽部弦「近世鶴岡八幡宮祭礼としての面掛行列」(『蘭田稔・福原敏男編』『祭礼と芸能の文化史』三、思

文閣出版、二〇〇三年)、『鎌倉ゆかりの芸能と儀礼』(神奈川県立歴史博物館・特別展示図録、二〇一八年)を参照)。近世期での音楽伝播と中世前期のそれを安易に比較することは控えるべきだが、都市鎌倉の音楽文化における通時代的な鶴岡の位置づけは大きな検討課題であろう。

- (23) 泰時期以降の音楽受容について、かつて筆者は、地下楽家中原氏を事例に京都楽人の鎌倉下向と鎌倉幕府の儀礼整備の関わりについて論じた(拙稿前掲註(4)論文)。前稿の成果を踏まえ、本稿で指摘する鎌倉幕府による「楽人招請型」音楽受容の今後の展開を述べるならば、幕府による「独自編成型」音楽受容のあり方を指摘しうる。例えば、承久の乱以後、京都楽人の中原景安が「身に一事のたくわへなければ、又一日の宿命もともはかりがたし」という困窮した生活状況であったのが、鎌倉幕府からの招請により鎌倉楽人として定住し、ついには「正道が高麗にいたりて八座の管にほこりけるためし、かくや」(以上「文机談」(岩佐美代子『文机談全注釈』笠間書院、二〇〇七年)を参照)とその栄達ぶりが評されるまでになる。「楽家系図」(『図書寮叢刊 伏見宮旧藏楽書集成三、鎌倉末期頃成立』)には、中原景安・光氏の親子に「被召下関東」「住関東」とそれぞれ註記され、彼らは鎌倉楽人としての道を選択するのである。同様に「楽家系図」を閲覧してみると、鎌倉中後期以降に活躍した他の地下楽家一族のなかにも、「関東一者」「同住関東」と記される多久光・久方親子や、「住関東」となった狛時真・近時・時葛・行葛・近政、豊原有秀・公直・公広・公氏などの名を挙げる事ができる。後進楽家の中原氏とは異なる、重代楽家一族達も鎌倉下向を果たして定住していく様子が窺える。なお、同時期の鎌倉下向を果たした学侶の事例について、京都側の史料で「住関東」と記された鎌倉下向僧の実態が、代官派遣であったとの指摘もあるが(橋本初子「関東と密教僧—京の記録にみる「関東住」について—」『三浦古文化』五五、一九九四年)、楽人に関しては、中原光氏の墓所が逗子の神武寺境内に設定されたように、基本的には楽人本人が下向し定住したものと判断される。儀礼の都度鎌倉に来訪し帰洛する受容形式とは異なり、楽人の鎌倉定着による恒常的な音楽受容がなされ、結果、都市鎌倉での音楽儀礼は飛躍的な成長を見せるとともに、周辺地域への音楽文化波及も認めることができ

る(拙稿前掲註(4)論文)。泰時期以降の鎌倉幕府による「独自編成型」の音楽受容形態は、鎌倉楽人を中心とした音楽儀礼の実施に加え、東国における音楽文化の伝播も担うようになっていく。このことは、鎌倉幕府の政権都市鎌倉が東国音楽文化の中心地としての役割をも担ったことを示す。「楽人招請型」の音楽受容は、本稿で以下論じるように鎌倉—京の関係性が濃厚だが、「独自編成型」の音楽受容はかかる関係性に加え、周辺地域への音楽伝播の様相も見通すことができる。「楽人招請型」から「独自編成型」への移行契機や、後者そのものの検討については別稿にて全面展開を期しているが、ひとまず見通しのみここで述べることにした。

- (24) 宮人曲は地下楽家多氏の秘曲として継受されてきた神楽歌である。左に歌詞を示そう。

本 見也比止乃 於保与曾己呂毛 比左止保之 (宮人の おほよそ衣 膝とほし)

末 比左止保之 支乃与呂之毛与 於保与曾己呂毛 (膝とほし 着のよろしもよ おほよそ衣)

(『新編日本古典文学全集四二 神楽歌・催馬楽・梁塵秘抄・閑吟集』小学館、二〇〇〇年(※丸カッコ内は読み下し))

- (25) この「陪従江左衛門尉景節」については他の活動徴証が認められず未詳である。ただ、「久」字を通字とする陪従大江氏一族とは異なる系譜関係である可能性が高く、その実名「景節」から度々鎌倉下向を果たしている京都楽人多氏との関わりもあるいは想定できるかもしれない。または「江」は「多」の誤記か。この点は後考を期したい。

- (26) 鶴岡の神事については、上横手前掲註(5)論文や永井晋「吾妻鏡」にみえる鶴岡八幡宮放生会(『神道宗教』一七二、一九九八年)を参照。

- (27) 貫前掲註(5)書、および一連の中本前掲註(7)論文。

- (28) 中本前掲註(7)論文。

- (29) 勿論、これら本論の指摘は、頼家・実朝両将軍期が京都文化と隔絶したということとを意味するものではない。頼家期には東西の鎌倉招請がされるし、実朝期では

鎌倉歌壇形成の萌芽が見えるとともに（小川剛生『武士はなぜ歌を詠むのか』株式会社角川学芸出版、二〇〇八年など）、將軍実朝が和歌や蹴鞠の芸能を通じて後鳥羽院との協調関係を構築していたことが明らかにされている（河内祥輔『日本中世の朝廷・幕府体制』吉川弘文館、二〇〇七年、坂井孝一『源実朝―「東国の王権」を夢見た將軍』講談社、二〇一四年など）。京都樂人の下向は、兩將軍期では見られないものの、京都社会との人的交流が活発化していることは確かである。

(30) 九条家による学侶の鎌倉下向と鎌倉密教の形成に関しては、さしあたり平雅行「鎌倉山門派の成立と展開」（『大阪大学大学院文学研究科紀要』四〇、二〇〇〇年）、同「鎌倉寺門派の成立と展開」（『大阪大学大学院文学研究科紀要』四九、二〇〇九年）、「將軍九条頼経時代の鎌倉の山門僧」（蘭田香融編『日本仏教の史的展開』塙書房、一九九九年）、永井晋「鎌倉時代中期における鎌倉の密教」（『神奈川県立博物館研究報告（人文科学）』四五、二〇一八年）などを参照。

(31) 撰家將軍九条頼経は、暦仁元年（一二三八）に頼朝以来の上洛を果たすが、その前提として、二二〇年代から頼経の成長（嘉禄元年（一二三五）に八歳で元服）にともなう父九条道家との連携の可能性が指摘されている（高橋典幸「鎌倉幕府と朝幕関係」（『日本史研究』六九五、二〇二〇年））。

(32) それでも執権北条泰時による一連の音楽受容に関して、頼朝先例を強烈に意識した様子は際立っていると言えよう。例えば、秘曲伝授にて多好方（正確には既に物故者）が関東へ参向して伝授を行おうと試みると、泰時は好方の下向を止め京都での伝授を命じている【表】118。これは、頼朝期の大江久家以下の御家人達の秘曲伝授が、京都で行われたことを受けての措置であると判断される。頑なに頼朝先例を意識して擬えようとする泰時の音楽受容の姿勢には、京都音楽界との関係再構築以上の政治的目的も垣間見える。この点については本稿の課題を大きく逸脱するため言及は避けるが、執権北条泰時における音楽受容については、撰家將軍九条頼経や京都政界の九条道家政権など、執権泰時をめぐる政治環境と合わせて検討する必要がある。この点は、前掲註（23）で述べた泰時期で開始される、幕府側による鎌倉樂人の独自編成の開始とも関わってこよう。後考を期し

たい。

(33) 「少外記清原重憲記」天養元年十月十六日条（『大日本史料』第三編一六）。

(34) 「官吏補任」（続群書類従完成会、一九九八年）。

(35) 「三長記」建久七年十二月二十九日条（『大日本史料』第四編一五）。

(36) 「民経記」貞永元年十月四日条。

(37) 京都の音楽文化が貴族や地下樂人に限らず、藏人層や諸大夫層にも拡がっていたことについては、福島和夫「中世における管弦歌舞」（同編『中世音楽史論叢』和泉書院、二〇〇一年）の指摘があり、氏は「宮廷等における樂の演奏の機会が多くなるに従い、これらの準備をし、運営に従事する者にも、樂の習熟が必要となる。貴族と地下の中間にある、藏人層、諸大夫層に優れた樂人が輩出するようになる」と述べる。本稿で取り上げる鶴岡陪従の大江氏も、近衛府や藏人所での官職履歴が認められており、音楽的素養は儀礼を行うなかで習得していったと想像される。

(38) なお、鶴岡には神樂を舞う職員である職掌が置かれており、建久三年（一一九二）に「若宮職掌紀藤大夫」の名が見える（『吾妻鏡』建久三年四月三十日条。紀姓であるため、京都政界にルーツを持つ人物と思われるが未詳である）。

(39) 鶴岡童舞を担う御家人子息に関して、大江広元・藤原邦通・藤原俊兼は、「後白河院北面歴史」の下北面にそれぞれ「中原広元」「藤原朝（邦の誤記か）通」「藤原俊兼」として名が見える（彼らの記載については岩田慎平氏よりご教示を得た）。「歴史」の成立が文治五年（一一八九）から建久二年（一一九二）の期間とされており（小松茂美「右兵衛尉平朝臣重康はいた―「後白河院北面歴史」の出現―」（『水荃』六、一九八九年）、彼らは北面として後白河院に出仕しつつ、鎌倉幕府に人材登用されたこととなろう。後白河院の下北面には、樂人の中原有安や、歌人の鴨長明も属しており、芸能に堪能な人材が登用されていた（秋山喜代子「西面と武芸」（同『中世公家社会の空間と芸能』山川出版社、二〇〇三年）。彼らは京都政界に属する下級官人としてその文筆能力が求められつつ、芸能に関する彼らの素養・技芸も幕府によって求められたのであろう。なお本論で後述する平知康も同じく「歴史」に名を留める。これらの事例をみるに、初期鎌

倉幕府における京都社会からの人材登用を考える際、後白河院北面などのルートも重要であろう。音楽芸能者の登用における様々な登用ルート、人材交流の様相については今後の検討課題としたい。

- (40) 上杉和彦『人物叢書 大江広元』(吉川弘文館、二〇〇五年)。  
 (41) さらに前掲註(39)を踏まえるならば、芸能に秀でた人材が多く所属している後白河院下北面に大江広元は名を連ねているため、彼も音楽的素養に通暁していた可能性もある。  
 (42) 一連の山本兼隆の出自や動向については、野口実『京武者』の東国進出とその本拠地について(同『東国武士と京都』同成社、二〇一五年)、川合康『中世武士の移動の諸相—院政期武士社会のネットワークをめぐって—』(同『院政期武士社会と鎌倉幕府』吉川弘文館、二〇一九年)を参照。  
 (43) 金澤正大『治承寿永争乱に於ける信濃国武士団と源家棟梁 特に「横田河原合戦」を中心として—』(『政治経済史学』一〇〇、一九七四年)、西川広平『治承・寿永の内乱と甲斐源氏』(同編『甲斐源氏 武士団のネットワークと由緒』戎光祥出版、二〇一五年)。  
 (44) 工藤祐経が頼朝寵臣となる経緯については坂井孝一『曾我物語の史実と虚構』(吉川弘文館、二〇〇〇年)に詳述されており、「祐経の都仕込みの特異な能力や経験が、都志向の強い頼朝に高く評価されていた」と指摘されている。  
 (45) 貫達人『人物叢書 畠山重忠』(吉川弘文館、一九六二年)。また貫は畠山重忠の音曲の才を明らかにし「重忠が、歌舞の点で頼朝に愛されたことはまちがいあるまい」と評する。  
 (46) 名馬「生暖」の嘶きを聞き分ける畠山重忠の逸話が収載されている(「平々たる春の野なれば、生暖斜めならず勇み、身振りして三声四声嘶たり。鐘をつくが如くなりければ、遙二里を隔てたる田子の浦へぞ響たる。畠山是を聞て、こはいかに、生暖が鳴音のするは、誰人の給て将ひて来たるやらんと云」『源平盛衰記』、貫前掲註(45)書)。  
 (47) 野口実『東国政権と千葉氏』(同編『関東武士研究叢書五 千葉氏の研究』名著出版、二〇〇〇年)。

(48) 千葉常胤の時期から京都政界との関わりがあったことは、山本隆志「内乱のなかの武士勢力成立」(同『東国における武士勢力の成立と展開』思文閣出版、二〇一二年)にて推定されている。

(49) 野口実『坂東平氏と「平家物語」—上総広常・源平闘争録・畠山重忠のことなど』(『軍記と語り物』三八、二〇〇二年)など。

(50) 野口実『坂東武士団の成立と発展』(戎光祥出版、二〇一三年(旧版一九八二年))、川合前掲註(42)論文など。

(51) 拙稿前掲註(4)論文。

(52) 「楽人招請型」の以後の「独自編成型」についてはの見通しについては、前掲註(23)にてすでに述べた。

(53) 平前掲註(30)「鎌倉山門派の成立と展開」(鎌倉寺門派の成立と展開)、永井前掲註(22)論文など。

(54) さしあたり、佐々木馨『日本中世思想の基調』(吉川弘文館、二〇〇六年)、赤澤春彦『鎌倉期官人陰陽師の研究』(吉川弘文館、二〇一一年)を参照。幕府成立以来、鎌倉には仏師・絵師・鋳物師などの技術職人も流入し、モノを通じて儀礼を荘厳させる役割を果たしていた。彼らの技術は幕府儀礼の整備を理解する上で不可欠な存在である。

(55) 平前掲註(30)「將軍九条頼経時代の鎌倉の山門僧」、永井前掲註(30)論文など。

### 〔付記〕

本稿は二〇二〇年度公益財団法人横浜学術教育振興財団研究助成によって実施した研究成果の一部である。